

---

出席議員(17名)

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
8番	有賀 光子	君	9番	水戸 義裕	君
10番	森 淑子	君	11番	大坂 三男	君
12番	舟山 彰	君	13番	佐藤 輝雄	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

---

欠席議員(1名)

7番	広沢 真	君
----	------	---

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	佐藤富男	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	小野宏一	君
税収納対策監	武山昭彦	君
長寿社会対策監	平間忠一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

---

議 事 日 程 (第2号)

平成22年3月8日(月曜日) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

佐久間 光 洋  
佐々木 守  
舟 山 彰  
平 間 奈緒美  
森 淑 子

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が7番広沢 真君から、遅参通告が11番大坂三男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番安部俊三君、6番佐々木 守君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

○議長（我妻弘国君） それでは、3番佐久間光洋君、直ちに質問席において質問してください。

〔3番 佐久間光洋君 登壇〕

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。

三つの項目でお伺いいたします。

#### 1番、消防団員の定数は確保できているか。

年が明けてから、連続して火災が発生しております。消防団も出動しておりますが、山沿いの場所だったため水源と現場の距離があり、水が届かなかった事態となりました。ホースをつないで現場まで水を送るには相当な人数が必要です。特に、山間部の場合は顕著です。

また、消防団員が日中勤務している時間帯に火災が起こった場合、ポンプ車を出動させるのに必要な人員がそろわない場合もあります。少子高齢化の影響が、消防団にもあるようです。団員の足りない班は、かなりあるのではないのでしょうか。

そこで、伺います。団員数の現状はどうなっているか。

2番、女性の登用についてどう考えるか。

それから、**2番、小中学校の生活環境整備対策は万全か。**

小中学校校舎の耐震化はほぼ道筋がついたので、通常の維持管理について質問いたします。

時間がたてば、物は劣化していきます。見える部分もあれば見えない部分のところもありますが、いずれは修復しなければなりません。改修するとなれば、それなりに予算を立てなければなりませんし、小規模から大規模まで幅は大きいと思いますが、早期発見で費用を少なくできる場合もあるでしょう。将来の改修計画を立てるためにも、現状の把握が必要と考えます。

それから、インターネット利用人口はふえており、携帯電話でのネット閲覧機能もあります。最近、「学校裏サイト」や「迷惑メール」「高額請求」などが取りざたされ、いじめや不登校の原因となるなど、ネットを取り巻く環境が問題視されております。本町では、ネット関連の問題点はないのか。これも、現状を知っておく必要があると思います。

そこで、伺います。1) 建物の構造上の問題は、どの程度把握しているか。

2) インターネットに係る利用状況やトラブルの有無について把握しているか。

それから、**3番、町道整備の徹底を望む。**

町道の管理に関して、車で通過しながら改修箇所を見ております。大きな穴は目立つのでだれが見てもわかりますが、雨が降ったときに水たまりができることなど、そこで生活していないとわからないこともあります。また道路の隅きり部分は、歩いてみて初めてわかる不具合が多く見られます。歩行者も大体その部分を通るわけですが、危険と思われる場所もあります。特に高齢者には、なお一層の危険を感じます。

縁石の中には、ぶつけられたのか道路側に傾いたり歩道側に傾いたりしているところも見受けられ、これも非常に危険です。

そこで伺います。1) そのような小さい危険箇所は把握しているか。その対応はどうなっているか。

2) 一般の人でもできるような補修であれば、地域の団体に業務委託するという方法はできないか

以上質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目町長。2点目教育長、3点目町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 1点目、消防団員の定数は確保できているかについてでございます。

議員ご質問にあります消防団員につきましては、災害時には消火活動はもとより災害現場の警戒、被災者の救助、行方不明者の捜索など、その地域に居住または勤務しているからこそ知っている地域や住民に関する情報を十分に生かし、活動しています。また、いつ起こるか分からない大地震や風水害などの大規模な災害時においては、常備消防もありますが、その動員力には大きな期待がかかるものでございます。

さらに平常時においては、消火訓練や防災訓練などの各種訓練のほか、応急手当等の講習会、住民への防火指導、予防広報活動など、地域に密着した活動が行われています。

まず、議員ご質問の消防団員の現状についてでございますが、平成21年4月1日現在の団員数は310人ございまして、条例による定数350人に対し充足率88.6%となっております。また、21年度において退団者が6人おりましたが、団長初め各消防団分団長等幹部の方々のご尽力により13人が入団いたしました。平成22年3月1日には、消防団員が317人となり、その結果消防団員の充足率は90.6%に上昇しました。さらに、今後3人の入団予定者がおり、来る平成22年4月1日には消防団員が320人となる予定です。その結果、消防団員の充足率は91.4%に上昇する見込みでございます。

2点目の女性の登用でございますが、女性消防団員の主な活動としては火災予防広報や防火思想の啓発があり、さらに平成16年の消防法の改正によって設置が義務づけられた住宅用火災報知機の普及活動などを行っております。女性特有のソフトな対応などが地域の住民等からも親しまれていると聞いております。

こうした女性消防団員の活躍内容については、柴田町の婦人防火クラブや自主防災組織が積極的に行って取り組んでおります。特に婦人防火クラブにつきましては、平成21年4月1日現在町内に38団体、1万390人の組織があり、災害時の炊き出し、防火思想の普及・啓蒙などの活動など、女性消防団員に近い活動を行っていただいているところでございます。

したがって、町としては今後とも女性消防団員の役割を、婦人防火クラブに担っていただきたいと考えているところでございます。

なお、消防団員の確保については、町広報紙等により消防団への入団をPRし、消防団員の充足率の向上に取り組んでまいりますとともに、住民の方々が安心して生活ができるよ

う、災害に強いまちづくりの推進を図ってまいりますので、議員のご支援、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 2問目、小中学校の生活環境整備対策は万全かについてお答えいたします。

1点目、建物の構造上の問題点はどの程度把握しているかについてですが、小中学校の建物で問題のある箇所につきましては、教育委員会では可能な限り把握に努め、対応に努力しております。例えば、各学校から雨漏りの発生について報告を受ければ、教育委員会ではその都度現場を確認し、修繕できるものについては修繕を行ってきたところです。

学校施設につきましては、建設後20年を超えるものが多く、古い学校では40年を超えることから、大規模改修の時期となっております。

建物には耐用年数がありますが、電気・給排水設備につきましては20年くらいを目安に更新する必要があります。また、校舎についてもコンクリートの場合、経年によるひびや凍障害による雨漏りが発生するため、校舎の外壁塗装と屋上部分の防水加工を行う大規模改修が必要となっております。

現在、町では学校の耐震化を重点事業として取り組んでおります。今年度は、船岡中学校校舎の耐震補強工事と大規模改修工事、さらには屋内運動場の改築工事を実施いたします。また、槻木中学校校舎改築のための基本設計を実施し、平成23年度に改築工事に着手できるように準備を進めています。大規模改修工事については、まず槻木小学校の積み残しとなっている修繕を行い、順次古い学校から計画的に実施していきたいと考えております。

2点目、インターネットに係る利用状況やトラブルの有無について把握しているかについてお答えします。

町内小中学校では、学習に必要なものは持ってこないように指導しておりますので、携帯電話の持ち込みは「禁止」か「原則禁止」としております。ただ、児童生徒の通院や安全等の理由で保護者から持ち込みの要望がある場合は、担任が預かり下校時に返すようにしております。

携帯電話の所持状況につきましては、小学校は町内2,141名中149名となっております。所持率は7.0%、中学校では1,015名中348名で所持率は34.3%というふうになっております。児童生徒が、業者からの高額請求や悪質なネットいじめなどのトラブルに巻き込まれたという

報告は受けておりません。生徒間の携帯メールのやり取りによるトラブル等は、21年度は確認しているのは1件ございます。

携帯電話のサイトをめぐり、全国では児童生徒を巻き込むトラブルが後を絶ちません。各学校では、危機意識を持ってさまざまな指導対策を実施しております。大河原警察署生活安全課に依頼しての携帯ネットに関する全校生徒対象の講和でありますとか、「ドコモ携帯安全教室」の実施、そして学年集会や学級でのマナーや危険性の指導、それから学校だより等での保護者への協力依頼等々、さまざまな対応策を学校では実施しておるところでございます。

しかし、携帯電話を学校に持ち込ませないだけでは、問題を解決することはできません。携帯電話は簡単に犯罪の加害者にも被害者にもなり得ること、それから危険な人とも容易に親密になってしまうこと、高額請求の対象となり得ること、場合によっては寝不足による授業での集中力欠如等々、弊害や危険性が極めて高いということについて、児童生徒の「情報モラル教育」に努め、また保護者の皆様にもご理解をいただき、特に児童生徒に携帯を持たせるときは親が全責任を負うという覚悟が必要であるといったことを訴えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 3点目、町長。

○町長（滝口 茂君） 3点目、町道整備の徹底を望むでございます。

町道の総延長は334キロメートルでございます。そのうち、集落間を結ぶ1から2級の幹線道路は56キロメートルで、それ以外の道路が278キロメートルにも達し、詳細に把握できかねているのが実態でございます。

現況の危険個所の把握手段としては、都市建設課による日常的な道路パトロールでの確認された箇所のほか、住民初め各方面の関係者から寄せられる苦情や町長へのメッセージ等で、例年500件を超える件数となっております。そのうち、約70%が道路に関するもので、この情報をもとに受付台帳に登録し、処理済み・未処理件数を随時把握しながら対応しております。

まず苦情が寄せられましたら、直ちに現場確認を行い、舗装破損、ふたが外れた等の危険な状態であれば車両センターが直営で緊急に応急措置を行うなど、事故防止に努めております。直営以外の修繕は、仮設の安全対策を措置した後、業者に依頼しております。

また、本町の住宅団地は船迫住宅団地を初めほとんど昭和50年代前半までにつくられたもので、歩道は車道より一段高く、宅地の入口では段差があるのが一般的な構造で、側溝のふ

たがない区間が存在しておりますことも十分承知しております。しかし、まだまだ道路改良や側溝が未整備な地区も数多くあり、改良工事が追いつかないのが実情でございます。

今後とも、緊急を要するものは速やかに修繕対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目でございます。地域の団体に管理等を委託してはどうかということでございます。

今回の質問から想定されるのは、縁石や水たまり箇所や隅切り部の手直しなどを地域の団体に委託できないかとお尋ねかと思われませんが、その内容がどの程度かによると思います。縁石の持ち直しやふたの交換などの軽作業なのか、重機械を使用し道路の通行制限まで伴う作業なのかによります。もし通行制限が伴うものになりますと、警察の使用許可などの諸々の手続きが必要となり、委託先の体制など考慮しなければならず、改めて検討を要するものと受けとめております。

町といたしましては、道路修繕ではなくこれまで同様に側溝の土砂上げや清掃、草刈り、花壇への花植えなどの美化活動の共同作業をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） まず、1番の消防団に関することなんですが、質問の通告書を最初朗読した中にもありますけれども、サイレンが鳴って出動するというときに、仕事をしている人がたまたま連絡がつかない、他町で仕事をしている人がいるというケースがあるんです。特に日中勤務時間帯なんかはそういうのが多いんで、そうすると一人でポンプの車を運転して出動するというのが難しいわけです。

女性の登用ということ今回質問の事項に入れたのは、家庭の主婦の中でそういう時間がとれる人がいればとりあえず出動はできると、そういったケースを抱えている班というのも結構あるんじゃないかなというふうなことを見ておりますので、それで女性の登用ということについて質問事項に入れたわけなんですが。中には「やってもいいよ」という人もおります。それで、そういう人に関して「じゃあ、入ってください」というふうなときに、町は女性だから「だめだ」というふうになんか不許可というのか認めないのか、その辺をもう一度伺いいたします。

それから、あと学校についてですが……。

○議長（我妻弘国君） ちょっと、一問一答で。

○3番（佐久間光洋君） じゃあ、それをまずお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） ただいまの、いざ緊急出動の際に一人ではなかなかポンプを稼働するのが難しく、もし地区内に女性の方がいればその方の協力をいただいて出動できるのではないかと。町では女性だからだめなのかというご質問なんです、町では今町長も第1点目で答弁申し上げましたとおり、従来はずっと消防団員の充足率は下降ぎみでしたが、おかげさまをもちまして22年4月1日には91.4%まで回復するというところでございます。他の自治体の事例から見ましても、現在女性消防団員につきましては各消防団の後方支援に回っているということがありますので、団長とも幹部会の中でも話題になっているわけですが、町といたしましては当分男性の消防団員の充足率を高めて、それでどうしても充足率が下がって消防団員が確保できないという場合については女性の登用もあり得ると思っておりますけれども、現時点では男性の消防団員の充足に努めていきたいという方針でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はいどうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうしますと、さっき私が質問の中で言った、例えばその班の人が集まらなくて出動できないっていったケースは、全体の充足率が少なくなるまで待つということになりますね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 消防団員の確保につきましては、各班ごとにそれぞれ事情があって出動ができにくいという場合がありますけれども、その際については各隣接の消防の班の方々の協力をいただくとか、または常備消防というのが常におりますので常備消防に委ねるということで、当分は消防団員についてはその班の中で充足率が足りなければ充足できるように、今後とも先ほど町長が答弁申し上げましたとおり幹部を通してまたは町の広報紙を通して、充足率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） そうしますと、その充足率というのはどの程度の数字に基準を置いているのかちょっとわかりませんが、今の答弁から考えればまずは男性ありきで、それで数字が下がる事態にならないとできないというふうな理解になりますね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） それで、現時点では先ほどまご答弁申し上げましたとおり、充足率を上げるものは現時点ではまだ男性を中心に充足率の向上をしていきたいと考えております。

それで、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、柴田町につきましては町内に婦人防火クラブ38団体がありまして、1万390人の組織があり、それらの方々の後方的な支援を今いただいておりますので、できれば婦人防火クラブと連携を図りながら防火思想の普及であるとかそういうことに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 危機管理監、質問の要旨は違うと思うんですね、答弁。女性登用についてできるかどうかということなんですね。

○危機管理監（佐藤富男君） 済みません。女性登用については、当分先ほどご答弁申し上げましたとおり、急激に充足率が下がってどうしても消防の団員の確保が難しいという状況になった場合については、幹部会の中でも検討しながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ、あるんでしたら。なければいいですよ。

○3番（佐久間光洋君） じゃあ、次の質問移っていいですか。

じゃあ、2番目の学校の件について。一応これは、ハード面とソフト面と両方で質問しておりますけれども、先ほどの答弁の中で改修の計画であるとかそういったことは承りましたが、今回私が取り上げているケースというのはもうちょっと細かいところ、目に見えない部分というふうな表現もしておりますけれども、実際に行ってみるとそういったこともあるようでございます。その点は「伝えてありますか」って聞いたら、「伝えてはいる」というふうには答えたと思うんですけども、本当に今はまだ大丈夫なんだけれども、近いうちに危ないかなというふうなケース、そういったものも把握しているのかどうかというところをお尋ねしたわけです。だから、雨漏りであるとかそういった割と目に見える部分については見ればすぐわかるんですけども、例えば土の中の配管であるとかそういったものというのは当然時間とともに劣化していくわけですから、それがいつごろなのかというところも把握しているかというところを聞いたわけでございます。

把握しているという内容がどの程度のものか、私はわからないんですけども、例えば学校に直接そういった細かいところのやつが、問題点があるかどうかというふうなところでの調査をしているかというところを、再度お伺いいたします。

それから、ソフト面に関してインターネットの例を出してやったんですけども……。

○議長（我妻弘国君） 佐久間光洋君、先に質問の最中の……、一問一答ですから。

答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず学校整備関係につきましては、船岡中学校の校舎耐震、それから屋内運動場、それから槻木中学校と10カ年の待機事業に含めている分については約36

億円の費用については、大体概算ですがつかんでおります。そのほか、各学校の細かい修繕、工事関係につきましても、担当者それから私も行きまして確認はしているところです。これにつきましては、約8,000万円くらいの今後修繕の必要な部分があるということで把握しております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） その項目については、いつごろとかっていうふうな返答は出しているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 平成22年では、8,800万円のうち大体1,000万円くらいの予算を組むことができました。それ以外については、できるだけ早めに計画的に予算の財政状況を確認しながら、実施していきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 大規模改修については大体見通しが立ったということで、最初申し上げておりますから、今回問題にしているのは非常に細かい部分ですね。相当額かかる部分は大体道筋がついているので、今まで通常のメンテナンス、維持管理というやつの部分についても、もうちょっと今度力を入れてこれから年次計画を定めて、金額をふやしていくと。同時並行的にやっていったらいいんじゃないかなと思っているわけですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 細かい修繕工事等についても、力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、できるだけ年次計画を作成しまして、子どもの安全の確保を優先として計画を立てていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） はい、答弁。町長。

○町長（滝口 茂君） 本当は、部分的に改修ということも頭の中に入れておるんですが、例えば船迫小学校で「外壁が汚れているので塗り返してほしい」とか「雨漏りがしている」というようなことがあるんで、随時その部分を町長はやりたいんですが、やっぱり国の補助金をもらって大規模にやった方が予算を効率的に使えるという面もございます。ですから、なるべく本当に細かいところは予算をつけてやりますが、ある程度まとまってやった方が国の大規模改修を受けられると。そちらの方で補助金をもらいながらやった方が、全体を一気に治

せるということもあるのではないかと。

そうした中で、槻木小学校は補助金をもらって2カ年で大規模改修をやったんですが、3年目に財政再建の関係でストップしている面がございます。ですから槻木小学校につきまして今年度で、公共投資臨時交付金というお金もありますので、一気に細かいところも含めてやると。ですから、国の補助金の活用ということもありますものですから、それを念頭にしながら細かいところと全体と考えながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） それはわかりました。お金の使い方ですから、それは効率的に運用していくというところは望みたいと思いますが、今回問題にしているのは、これは私が学校に行って直接聞いているということと、それから今調査していますという答弁の中に若干温度差があるというふうなところを話題にしているわけで、きめ細かくというのはそういったものも含めてやっていただきたいということなので、もしそういうギャップがあるとすれば再度検討するようにお願いしたいと思います。

それから2番の、今度ソフトのインターネット関係について伺います。例を出したのは学校裏サイトという言葉で、ニュースなんかでも流れますから当然耳にはしているだろうと思います。残念ながら、私まだその実物を見たことないんです。この前PTAの方に伺いましたら、「ああ、やっているよ」というごく当たり前にやっているみたいな話でした。「どういうふうにして、それは見られるの」って聞いたんですね。そうしたら、例えば私は船迫ですから船迫中学校とか船迫小学校と入れても出てきませんよと。何か共通のキーワードがあるみたいで、その辺はやっている人たちだけが知っているキーワードだということなんです。ちょっと、どんなふうな内容なのか私自身も見たいとは思っているんですが、残念ながらそのキーワードまではたどり着いていないという状況なんです。

その辺のやつもやっぱりこういう面の調査というのは相当難しいと思います。どんなふうに見たら、その答えが出てくるかというのは、結構やっぱり内緒に秘密にしているようですから。ただ、一応「調査しましたよ」ということで、答えがないから「ない」という結論を出すのではちょっと早計だなというふうに思います。ですから、ちょっとその辺の調査も若干工夫をこらすなりして、なるだけ現実を把握するというふうな方向でやるべきでないかなというふうに思っているんですが、その辺の対応については、いかがされますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 裏サイトにつきましては、ちょっと私も見たことはないんです

けれども、けさの河北新報の中で学校裏サイトトラブル防止といようなことで、来月から県の方で24時間体制で裏サイトについて公立の小中学校、それから高校を監視するというような記事を見ましたので、県のこの対応について様子を見て、町でも対応を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 町が独自にやろうという考えはないということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 20年の5月だったと思いますが、町内小中学校一斉に調査をしました。あのときは、たしかいじめ自殺か何かがかきかけで報道がたくさんされてだったと思いますが。そのとき問題になったのが学校裏サイト、いわゆる文科省では学校非公式サイトと言っているんですかね。これは各小中学校で担当の先生が、実態どうなのかということで各小中学校調べてみたんですが、ところが実際に調べてみると余りにも件数が多くて、非常に調べるのに時間がかかる。とても1日や2日では調べきれないんだと、こういうことだったんですね。

その中で1件だけ、一つの中学校からプロフというのが見つかったと、こういう話なんですね。前にもご答弁申し上げたことあるんですが、プロフというのはプロフィール、つまり自己紹介なんだと。不特定多数の人が匿名で攻撃するような形じゃなくて、反対に自分からPRすると、自己紹介ですからね、そういうのがあったと。これについてはもう本当に、これで本当に大丈夫なのと思うような、自分のところをさらけ出しているいろいろなことを書いてると、こういうことなんですね。ただ問題なのは、そこに自分の友達のことなんかも書き入れているんですね。21年度1件こういうトラブルがあったんですが、お友達、仲良しの女の子なんですが、友達のことをそのプロフに書きちゃった、自分のこととあわせてですね。そのことで、友達の方から抗議を受けたと。これについては、両方の保護者とそれから学校も中に入って削除をさせて、そしてまた仲良しに戻ったと、そういうふうなケースもございます。ただ、いわゆるネットいじめのような深刻な被害等はありません。

したがいまして、学校でも教育委員会でも、そのように独自に調査もしているということです。ただ実際には、なかなか一番最初に言ったように、見つけるのが困難なものですから、県教委が立ち上がって専門にネット業者の方に依頼をして、業務委託をして、24時間体制で今度はサイトを監視するというふうな仕組みをつくった。それは、各市町村の小中学校も利用ができる、依頼ができるということですから、そういうふうな場合にはお願いをしたいと

いうふうに思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） その県の調査の結果を見てから、どのようにするかということですね。それで出てくれば、じゃあそれをどうしようかというふうな段階になるかと思うんですけども、先ほど話しましたけれどもあるPTAのお母さんに聞いたら、「ああ、やってるよ」と軽くごく当たり前のように来ていると。ただ、それを聞いて私が探そうとしても見つけられなかった。私は、これからまたいろいろな人に聞いていろいろなキーワードを使って探していこうとは思っていますが、その結果が違いが出てくるかどうかわかりません。例えば県の調査では出なかったと、でも私がそれを見つけたというケースもないとは言えないわけで、その辺はまた調査を続けていきますけれども。お母さんたちが語る、一番身近な父兄が語る「うん、やってるよ」というその言葉と、やっぱりいろいろ今まで調査していますという答弁の中に、やっぱりここにもかなり温度差があるんだろうなというふうなことを感じますので、できれば広く、先ほど言いましたけれども工夫をこらしたアンケートとか調査なりをやっていただいて、本当にその糸口だけでも見つけるぞというふうな姿勢は示していただきたいなというふうに考えるわけなんですけど、どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） アンケート調査等を、携帯電話についてすることは可能だと思いますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） じゃあ、次の3番の町道整備の方に移ります。

先ほど町長の方から答弁をいただきました。この前の町長答弁の中で、道路の整備に関してきめ細かくやっていくんだというふうな表現がありまして、今回私すべての質問に対して小さいと言えば小さいのかもしれませんが、きめの細かいというところに重点を置いて質問しております。

その道路に関しては、先ほど交通整理を伴うような場合というのは、私は想定しておりません。ただ目立つのは、縁石なんか例えば傾いて、道路とか歩道の方に傾いているというときに、どうしても引っかかって転んでけがをするという事態が想定されるわけです。だから、当然裁判であるとか損害賠償請求であるとか、そういったことに発展する可能性があるもので、やっぱりそういう危険が察知できる場所というのは優先的にやるべきかなというふうに思っているわけです。

それから、路肩の部分ですね。結構隅切りの路肩というのは、私が見ている限りでも碎石を何かぺたっとくっつけたくらいで、それがしばらくの間には今度側溝の方に落っこちてしまっていると。何のためにそれをくっつけたのか、その効果さえわからないというふうなところが見られたわけですから、路肩くらいだったらちょっとアスファルトでぺたぺたっとやれば何とかなるんでないのかなというふうな思いを持ったわけで、実際に技術的にどうかというのは私はわかりませんが、そういった細かいところなんかはできるんじゃないかなというふうなことで想定しているわけなんです。その辺の対応について、再度質問いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） まず、1点目の縁石の傾き等々で、当然歩行する方については万が一触れた場合は、転倒したりあと転んだり、そういう危険性は当然あると思います。私どもの方で今把握している状況というのは、ほとんど縁石関係につきましては車が衝突してしまっ曲がってしまったというのが結構多いございます。その際については、自動車保険ですか等を使って、連絡あったものについては当然保険請求をしていただいて直してもらっているんですが、中には届けもなしでその状態で行ってしまうという方も中にはいらっしゃると思います。いろいろな状況があるんですが、やっぱり地域の方々からこの部分についてはかなり……（マイク音声途絶）。

入らない、ああ、入りました。あれは、私の方で現地の方の確認をさせてもらって、暫定的には安全対策をした上で、あと縁石になるとちょっと車両センター直営だけではなかなか難しいということもございますので、まず安全対策を優先に実施してまいりたいというふうに思っています。

また、側溝側の路肩部分については議員もおわかりだと思うんですが、従来は側溝と舗装面が余り段差のない状態で仕上げであったというふうに思います。その後、路面の劣化に伴ってかさ上げ、オーバー、上にかぶせたということで、多少といますかあるところだと30センチメートルくらいですかね、段差ついたところもございます。その部分の土の部分の落下を防ぐために、アスファルト合材で保護をするためにつけていたという状況かと思われます。今後につきましては、やはり段差があること自体が歩行者、万が一側溝側へ寄った場合転倒して、落差がございますので大きなけがにも通じるということから、できれば今後はオーバーレーじゃなくて切削して、下げてできる限り側溝と同ずるくらいの高さにもっていくのが一番理想だろうというふうには考えております。今後とも、側溝の入れかえに伴う路

面の改修とかそれらについては、町長の答弁でもあったんですが古い団地造成時についてはかなりラウンドアップしているところもございますので、それらの幹線部分、回り込みできる路線とかその辺については、やはり年次の計画を立てて各地区まず一、二本くらいずつ、できれば実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） 縁石は、私らはできないと思いますけれども、先ほどの路肩の部分ですね、私の見た限りでもやっぱり20センチメートル以上はあるんです。そうすると、同じ高さにするという側溝を上げるといえば、今度水の流れがどういうふうになるんだろうというふうなことも考えなきゃいけませんし、何よりも私がわざわざここで質問するというのは、多分そういった箇所というのはかなりの数あるんじゃないのかなというふうな想定の中で、そうすると直してもらえ、順次補修を待っているといういつごろになるのかなというふうな心配が一番先に立つわけです。子どもたちも歩きますしね、通学路ですから。それから、お年寄りの方もそこを当然使うわけですから、その辺の路肩の部分というのはかなり利用の頻度高いんですよ。車なんか通過するような場合には、どうしてもその辺のところを歩きますので、やっぱりそういった危険性があるんで、そのような先ほども聞きましたけれども、私たちくらいでもできるようなものであるのであれば、その年次計画の順番を待っているんだらば、何とか完璧ではないかもしれないけれども、危ないと、危険だというふうなところだけは脱却するようなやり方でできないのかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 大変ありがたいお話なんですけど、道路内で作業すること自体が、長時間にわたって実施すること自体が、やはり交通規制が伴う等が一番あります。というのは、今まで道路工事結構本数発注もしていますし、直営事業をやっているんですが、直営の場合ですと年間の交通協議、既に大河原署とやっているんですね。随時緊急性のあるところについては、交通協議しないでそのまま作業ができるということで了解をもらっているものですから、逆に地域の方々のお力をお借りしてそういう危険箇所について随時対応していただけるということになれば、それらについても当然私の方の管理する道路ではあるんですが、やはり車両が通ることから警察の協議が必要なんですよ。そうなりますと、当然警察の方と事前にその辺の合意を生まないと、地元の方々が奉仕的にやった行為であっても「許可取っていますか」というふうなことが必ず出てきますんで、それについてはちょ

っと大河原署の方と話をさせていただいて、それをもって、もしいい方向であれば検討させていただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） その辺はあとお願いすることとして、もしそれがだめだった場合ということでお話しをすれば、「じゃあ、こことここがあれだから、早くしてくれ」と何回もお願いしなきゃならないということになってしまうわけですよね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 現場の状況によって、すぐ対応する箇所もございます。大きくは、やはり歩道幅といいますか、歩道がある場合は別なんですけど、車道幅が狭くて、それを歩行者とあと車両と一緒に通行するというふうな場面については、当然急がなければならないというふうには思っております。

破損状況が一部で、ただ暫定的にたたいた程度で収まる状況であれば直営ですぐできるんですが、延長が長くなったり先ほど申し上げたようになかなりの交通量があつてなかなか危険を伴ってできないところとかにつきましては、当然許可が最初優先するということがございますので、現場に応じてできればいろいろなご連絡をいただいて現地確認した上で、緊急性がある場合についてはすぐに措置してまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○3番（佐久間光洋君） わかりました。じゃあ、多分車で通行する速度であると見落としてしまうような、本当にそんな細かいところの部分ですから、これは例えば地元の方からでも「ここと、ここと、ここ、多分見過ごしているんじゃないか」というふうなことで要望を出すように考えていきたいと思います。

全般を通して細かい話でしたけれども、これから柴田町のまちづくりをやっていく上で、そういったきめの細かい部分をきちっと仕上げていくということが必要だというふうに考えておりますので、ぜひそういった観点での対策をお願いしたいと思って、それで私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて3番佐久間光洋君の一般質問を終結いたします。

次に、6番佐々木 守君、直ちに質問席において質問してください。

〔6番 佐々木 守君 登壇〕

○6番（佐々木 守君） 6番佐々木 守です。

質問事項3点お伺いをいたします。

### 第1点目、サンコア撤退後の支援について。

サンコアの営業停止による地域住民の暮らしをどのようにして支えていくのかを伺います。

1) サンコアの営業停止によって、地域住民の生活に影響が出始めています。特に足のない高齢者にとって、サンコアがなくなり隣の大河原町まで買い物に行くのは大変なことです。本町にとっても、買い物客が隣町に取られることは大きな損失です。ジャスコの経営にまで町として意見を述べるのは難しいと思いますが、その後のジャスコのテナント募集はどうなっているのか。また、町ではどのような支援を行い、地域生活、特に高齢者の生活をどう守っていくのか伺います。

2) 今後の地域活性化をどのように支援していくのか伺います。

### 2番目、国保税の滞納者対策はどうするのか。

1) 国保税の滞納者が非常に多くなっていますが、最新の資料によると宮城県の滞納者率は東京都に次いで2番目に高くなっています。経済状況がよくないので、このような実態だと思いますが、町として平成22年度はどのような対策を検討しているのか伺います。

2) 収入が低く払いたくても払えない、または失業中で収入がない等事情があると思いますが、どのように支援し滞納者を減らすのか。雇用対策はどうなっているのか伺います。

①低収入の方々への支援と滞納対策は。

②失業者の雇用対策は。

### 3番目、まちづくり推進センターについて。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第31条のまちづくり推進センターの設置について、いつごろまで設置し、支援を開始するのか。その間はどのように取り扱うのか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木 守議員、大綱3点ございました。随時お答えします。

まず、サンコアの件でございます。サンコアにつきましては、ご心配をおかけいたしておりましたが、サンコアからイオンリテール、ジャスコですが、イオンリテールへ土地建物の所有権移転と事業承継が行われ、3月1日からイオンが事業主体となる新たな営業が開始されました。順次テナントを募集しながら、ショッピングセンターとしての本来の姿を取り戻していくと期待しております。しかし残念ながら、大きな改装は少し先になり、当面は必要な改装を順次行い、店構えを整えていくとのことでございます。

またイオングループとしては、地域貢献となるようなショッピングセンターの運営を目指すと聞いております。私としては、ショッピングセンターもこの規模になると公共空間であることを認識しなければならないと思っております。

この地域「北船岡、西船迫地区」では、町営住宅の建設、高齢者に優しい歩道の整備、大規模集会所設置など、計画的に基盤整備を進めており、また高齢者・障害者支援のための福祉サービス施設も充実してきており、コンパクトシティの一つの生活起点が整いつつあります。今後とも地域の方々、特に高齢者が多い地区でございますので、そのようなの方々にとって利便性が高く、活気があり、楽しめる空間づくりを支援していきたいと思っております。

なお、敷地内に町の所有地がございますが、その使用について同意をし、新たな賃貸借契約を終えております。

次に、国保の関係でございます。2点ございました。

まず、収納関係でございます。現在国保税の収納未済額は、平成20年度末において4億4,500万円にもものぼり、また収納率も住民税等の町税に比べかなり低くなっており、現状に危機感を持っているところでございます。ご質問の収納率向上に向けた滞納対策は、平成22年度も昨年同様現年度分について納期内納入を徹底し、新たな滞納を発生させないことが基本の滞納対策でございます。

滞納縮減対策については、まず一つは被保険者間の負担公平の観点から、保険証更新時に滞納者と折衝し、納税機会をふやすことを目的として、1カ月、3カ月、6カ月の期間を設定し、更新期間を短縮した短期被保険者証を交付する措置を講じております。

二つには、保険者証の更新時に滞納世帯の生活経済実態や就労者の有無等の把握を行い、納税相談において納税額を平準化することで納付しやすい環境づくりができることから、分納による納税誓約を行っております。

三つには、これらの措置と並行して他の町税と同様、預貯金調査等を含めた財産調査を行った上で、債権の差し押さえ、公売等の滞納処分を実施しており、特に悪質な滞納者に対しては仙南地域広域行政事務組合に移管し、共同徴収を実施し、加えて財産差し押さえ等の強行措置を講じているところでございます。

さらに、収納率向上に向けた対策としてはこれだけでは不十分なことから、事務的にも債権管理や国保税の滞納処分による預貯金調査等の財産調査を適正に行った上で、収入の減少や生活困窮者等により担税力が低下している滞納世帯等には、やむを得ず執行停止処分を行い、最終的な不納欠損までの措置を例年より強化し、滞納額の縮減に努めてまいります。な

お、国保の徴収制度面からも、65歳以上の方々の年金天引きとなる特別徴収も開始され、収納率の向上に寄与しております。

2点目、低収入者の方への支援等でございます。この景気低迷の経済状況下において、ハローワーク大河原管内の求人率が東北地方においてワースト2との報道もあり、失業等により収入等に大幅な低下や変動があった方々が納税相談等に多く見受けられます。このような低所得者の方々への支援といたしましては、納税いただく方策だけではなくて、申告により所得を確定させることで2割、5割、さらに最大で7割の軽減策を受けられることを徹底したいと思っております。この軽減措置を受けるためには、まずその世帯の収入、所得等を確定させることが必要になることから、国保加入世帯の未申告者の呼び出しを行い、適正な申告をいただくことで2割、5割、7割の軽減を適用させ、納税額の軽減を図り、経済的な負担の軽減に努める措置を講じております。一方、家族の中で社会保険加入者がいる場合には、国保から極力社会保険制度への移行を進めるなど、あらゆる負担軽減策を指導し、支援に努めているところでございます。

さらに概要のみが伝えられ、まだ全容が明確とはなっておりませんが、平成22年度国保税の課税分から平成21年3月30日以降に会社等の都合により退職し、職業安定所、ハローワークで証明書を発行された非自発的失業者（これを特定理由離職者というんですが）と認められた方については、給与所得を3割にみなし、課税を軽減させる軽減策も講じられることになっており、適正な運用に努め支援してまいります。

2点目、失業者の雇用対策でございます。一昨年秋以降の国際的な金融危機の影響などにより国内の景気も後退が進み、企業経営や雇用環境の厳しい情勢が続いております。大河原公共職業安定所管内の雇用情勢についても、医療、福祉、総合サービス業を除いたすべての産業において新規求人数の大幅な減少が見られる一方で、新規求職申込件数が非自発的辞職者を中心に大幅に増加することが予想されることから、有効求人倍率も平成20年12月の0.28倍から平成21年12月の0.17倍へと大きく低下し、県内の有効求人倍率でも最悪となっております。

このことを踏まえ、昨年6月には大河原公共職業安定所管内の首長と安定所長が管内の大手企業を訪問し、新規高等学校卒業生の雇用について要請しております。さらに、12月にも私と柴田高等学校長、安定所長、振興事務所長が町内の4事業所を訪問し、新規高等学校卒業生の就職要請を行いました。その結果町内事業者が新たに1名の追加採用を行う、そのような厳しい状況でございます。

平成21年度から、国の雇用対策事業を活用し、緊急雇用創出事業43事業で約139人、ふるさと雇用再生特別基金創出事業16事業で約43人を、柴田町として雇用したり委託をしております。また、国の21年度二次補正予算で措置された重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業（これは介護プログラムを含みますが）、各事業を取り入れて11事業で約15人の雇用を計画しており、4月以降に予算措置を行い、新たな雇用創出を図ります。

今後の雇用対策については、大河原公共職業安定所管内の経済・商工団体及び事業主団並びに関係行政機関等で構成している仙南地域雇用対策推進協議会等関係機関と連携を図りながら、国の雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金等の各種支援事業等を活用しながら、雇用対策のための情報交換を行い、雇用の安定化に努めてまいります。以上でございます。（「3点目」の声あり）

十分な対策をしたので、肝心なのを忘れてしまいました。まちづくり推進センターについてでございます。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例は昨年12月22日に公布され、今年平成22年4月1日に施行の運びとなっております。ご質問いただいております「まちづくり推進センター」は、参加、協働を促進するためのものとして基本条例第31条に規定されております。提案制度の運用、住民や各種団体からのまちづくりに関する相談の受け付けやアドバイスの実施、住民のまちづくりへ対する関心や地域資源を掘り起こしていくための情報受発信、人材育成などを実施していくものでございます。なお、まちづくり推進センターは別に条例を定めて設置するものとしています。

1点目の設置時期についてでございますが、設置時期は今年4月1日から施行される基本条例の実効性という点からかんがみ、平成23年4月の設置を目標にしております。平成20年度中は、設置に向けた事業内容、運営の方法、設置場所等の検討、及び実験的な事業の取り組み、関連条例をできる限り早期に上程させていただきたいと考えております。

2点目、推進センターは基本条例に規定される提案制度の運用を初め、参加と協働によるまちづくりを推進していくものでございますが、まちづくりへの参加を促進していくという点では、先月開設しました柴田町交流広場「ゆる．ぷら」と類似する点がございます。「ゆる．ぷら」は、おしゃべりやちょっとした休憩に利用できるサロンスペース、会議等に利用できる多目的スペースなどを備えた、住民の方が気軽に立ち寄り、にぎわいの中からまちづくりの輪を広げていこうという場です。多くの住民の方、団体の活用を促進するため、さらにPRを図ってまいります。

平成22年度は、この「ゆる．ぷら」という場所を有効に活用し、「ゆる．ぷら」が推進センターとして発展的に役割を担えるよう、推進センターの設置に向け実験的な事業及び検証をしております。具体的には、提案制度の窓口、地域のまちづくり情報の受発信や各種団体間のネットワーク構築、人材育成事業などを含め実証的な取り組みを実施しております。

また、住民や団体等からの相談や事業実施をしていく中からさまざまな主体間の協働を進めていけるのではないかと考えております。

最後になりますが、住民自治基本条例をつくる会のもとメンバーの方々が中心となり、この1月に任意の団体「協働をすすめる会」を結成し、活動が開始されております。推進センターの設置に向けては、そのような方々を初めとしてさまざまな団体とも意見を交わしながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それでは、1番目のサンコア撤退後の支援についてをまずお伺いをさせていただきます。

柴田町商業関係の21年度の総額、または対前年度の増減はどうなっていますか。もし集計ができておらなければ、上半期だけでも教えていただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 大変申しわけありませんけれども、町として町内の商店の売上高というのを把握しておりませんので、21年度の実績あるかどうか、商工会調べた統計でしか把握しておりませんので、申しわけありませんけれどもここで数字ご回答できませんことをご了解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 数字がわからないと対策ができないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） そのとおりでございますけれども、商業統計でしか町全体の総売上、どの程度販売しているかというのは統計調査しかございませんので、個々の周辺の売り上げも把握できていないという状況をご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それでは、サンコアの閉鎖後の数字がわからないということなので、柴田町の商業の売り上げの推移を今課長が感じておられる状況で結構ですので、数字であら

わせないということであれば今の状況がどうなっているか、肌で感じた面をちょっと答弁いただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 平成19年度の商業統計調査なんですけれども、その統計調査結果によりましては小売業、商店365店ということで、飲食店を除きまして年間商品販売額が543億3,000万円程度になっております。昨年11月に、消費者購買動向調査ということで調査を行ったんですけれども、その中で「どこで町内の方々が買い物をしているか」という調査を行っております。その結果によりまして、食品関係については8割程度は町内のスーパーとか商店で買っているという結果が出ておりますけれども、そのほかの電気とか家具とか、食料品以外については周辺の仙台、それから名取のエリアも含めまして町外の大型ショッピングセンターで買い物をしているという結果が顕著になっております。そういう意味では、サンコアさんも含めましてですけれども、特にスーパー関係については売り上げそんなに落ちているとは思いませんけれども、特に個人商店につきましてはどこの商店街を回ってみましても大変厳しいということで認識しております。

それからサンコアさんについても、たまたま11月に調査しましたので、サンコアさんについても西船迫地区の方々から、やはりその時点ではまだジャスコさんが継続して運営するという情報もなかったものですから、かなり意見としましては「サンコアさんがなくなって、ジャスコさんも撤退するのであれば非常に不安だ」という意見が多く寄せられております。さらに、その当時はもうテナントさんが撤退しておりましたので、特に本屋さんとかそれからおもちゃ屋さんとか、そういうものがなくなるということで、大河原までいかないとなかなか買い物できないということで、「何とか町の方でもできないのか」というような意見が多数寄せられているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 答弁いただいたように、私の方にも非常に心配の声が多く上がってきているので質問させていただいているわけなんですけど、やはり柴田町の商業の発展を考えた場合には、どういう状況に現状なっているのかということをしちっと把握した上で対策を立てるといった方がいいのかなと、このように私は思います。統計は確かに大事なんですけれども、経済は日々動いておりますので、そういう意味ではやっぱり迅速な対応が求められると。そういうことができていないと、これから質問していきますけれども、やはりサンコアに対してのいろいろな跡地の利用について、ジャスコさん側にいろいろ要望していくのにも

ちょっと支障が出るのかなと、このように思います。

それで次の質問に移らせていただきますけれども、22年度の施政方針で町長は「豊かな生活を彩る商業の振興」を示しています。その中で、地域にとってサンコアの撤退は特に足のない、車社会ですので足がない方の高齢者にとっては生活の一部になっている、楽しい買い物が奪われるということになるんじゃないかと思うんですね。その辺、「我々足がないんで大河原まで行くのは大変だ」とかそういう声をよく聞くわけですけれども、そういう住民の思い、それを町長はどのように感じておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） サンコアからイオンに営業が決まりましたので、ほっとしているところでございます。私は、このサンコアにつきましては、いかにマイナスのことを防ぐかというところで、この3年間実は努力をさせていただきました。というのは、サンコアがなくなれば、今おっしゃったように買い物するところがなくなると。イトーチェーンさんくらいしかなくなるとのことなので、何としてもこのサンコアからイオンへの営業譲渡を進めなきゃいけないということで、町としても力を尽くしてきました。

若干、質問いただきましたので、3分間だけ皆さんに経過をお知らせしておく必要があるということなので、ちょっとまとめてきましたのでお話しをさせていただきたいというふうに思っております。

実は、17年度からうちの方の利用料が滞り始めました、17年度からですね。そのときに、「当社の資金繰りが悪い」ということから始まっているんですが、18年の1月にサンコアの社長から「私としては、イオンにスムーズに営業譲渡したいから、協力してほしい」という要請がございました。私は、「サンコアの存続には力は貸せない。ただ、まわりに影響を及ぼすので、まちづくりの観点から協力はする」という申し出をしました。そのときに、イオンさんの方では「ソフトランディングを図りたい」、要するにジャスコにそのまま売りたいということだったんですね。

一応話がまとまりまして、本社までジャスコが買うという段階にこぎつけましたが、その時期にジャスコが売り上げが全国で割れ始めたんですね。それで、急遽本社で却下をされました。それから、イオンを念頭に置きながらも、サンコアさんはヤマザワさんとか生協さんとかコメリさんに一応打診をしていたようでございます。「その間に強制執行が金融機関から行われないように、町長働きかけてほしい」と、こう言われました。そのときにも、「サンコアのために町長が動くことはできない」と。あくまでもサンコアがなくなった後、町民

に迷惑をかけることになるので、その点から節目節目に債権の執行に対しては「待つてほしい」ということを、金融機関等へ打診をしました。私は、サンコアの社長が「強制執行が行われれば、買い手が見つかるまでサンコアの跡地は廃墟になる。何としても社長としては、それだけは防ぎたいんだ。だから協力してくれ」と言われましたので、商工会の会長もしておりましたので、私としても側面から協力するということにさせていただきました。

そのとき、議会でもPFI、PPPを使って北船岡の再生ということ、この議会でも議論をされて、要請がありました。そういうこともありまして、私はイオンに「直接社長に会いたい」という申し出もしたら、あちらの方からイオンリテール東北カンパニーが、「社長がこちらにまいりましたので、陳情書を出したり、それからサービサーという会社に電話をしたりして、何とかイオンリテールにスムーズに債権譲渡、営業譲渡ができるように努力してきました。何度もJAさんが差し押さえの強制執行をしたんですが、それについても「待つてほしい」ということだったですね。それで、無事10月31日に営業を終了して、その後はジャスコさんが引き受けるという方向で動いておいて、やっと3月になったということですね。

ですから、このサンコアさんからイオンに営業譲渡されましたので、資金的には大変大きい会社なので、ここを中心に柴田町としてはコンパクトシティの1生活拠点に位置づけておりますので、今第2期に北船岡の町営住宅、今年度着手をしますので、新たな居住環境も整いますので、そういった面でこの北船岡、西船迫の皆さんにこれからも安心して住みよい町が継続できるのではないかなと、そういうふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今の経過をお伺いして、少し安心をしているんですが、ただやっぱり住民としては1日も早くというようなことを思っているわけなんで、できるだけ住民の方々にも今町長がおっしゃったようなことを少しPRといいますか情報提供していただくと、非常にありがたいなと、このように思います。商店街、商業ベースの発展は、やはり町長が言っているように住民の豊かな生活を保障することに欠かせないものだと思うんですね。やっぱり生活そのものだと思うんで、その辺をよく考えて対応していただければなと思うわけです。

それで今北船岡の町営住宅、2号棟8階建て47戸の建設工事にあわせて、柴田町の拠点づくりをなさるということをお伺いしましたけれども、活性化にもつながるということなんですが、その際にやはり「こういうことで町も取り組んでいるよ」ということをジャスコ側にお

話をしていただくと同時に、やはり「町としてもこういう支援ができるよ」と、商業ベースの。例えば、ジャスコ側のテナントさんを商工会議所と一緒に紹介するとか、そういうようなことの作業を進めるということも、ひとつ大事なことじゃないかなと思うんですね。やはり、ジャスコ側はジャスコ側で大会社ですから、いろいろ企画その他されているとは思いますが、やはりこういうことならば町としてもこういう企業さんを紹介できるとか、こういう商店さんを紹介できるとか、そういうことをひとつ検討してもらいたいと思うんですね。

それからまた、住民の要望はこういうものがあるんですよ。例えば、「眼鏡屋さんがなくなって困っている」とか「カメラ屋さんがなくなって困っている」とか、書店、それから事務機及びその周辺機器、あるいは軽食喫茶、こういうものが欲しいと。あるいは、子どもさんの遊具施設が欲しいとか、こういう要望が結構会合で集まったときに話をされるわけです。ですから、こういうものも含めて、北船岡地区のこれからの事業の中で、そういうことも取り入れていくんだということを明確にやっぱり住民に情報発信してもらえれば、もっとあの辺に住んでいる皆さん方が安心できるのではないかと思いますけれども。町長の意見、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今までは、工場誘致ということが盛んにオーソドックスな手法になってきておまして、製造業がどんどん来ているんですが、今ご提案ありました事業所の誘致というものはほかの自治体では余りやっていないのではないかというふうに思いますので、これは役所が新たに取り組むべき問題かなと、取り組むべき分野かなとは思いますが、何せそういう蓄積がございませんので役に立つかどうかわかりませんが、そういう考え方で町長もネットワークを使ってテナントを募集すると、個々の募集じゃなくて町としても誘致するという全体的な動きをしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、役所との共同では、実はイオンリテールさんから「まちづくりを一緒にやりませんか」と申し入れして、「ゆる．ぷら」というのを議会で認めてもらいましたね。あれも一緒に町をやりましょうというジャスコの要望にこたえてやったということなので、少しずつ信頼関係が生まれて来ております。ですから、この北船岡のジャスコにつきましても公共ゾーンのスペース、これを子どもの施設に使っているというのはほかの自治体でも結構あるんですね。青森もコンパクトシティの中の、あれはアウガだったと思うんですが、そこにも子どもたちの公共スペースを市が借り上げてというようなことがございます。

私の夢というのも変なんですけど、手づくり図書館がスタートしないうちにこういう話をすると議会に対してお叱りをこうむるかもしれませんが、本当に時期が合えばジャスコの新しい店舗新設の際に図書館と一緒に併設するというようなことも考えられるんですよ。あくまでも、やるとはまだ言っていませんけれども。そういうことも町民に発信していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そのためには、もっともっと財政的に体力をつけるのは26年度以降なので、そこまでジャスコさんが新しい店舗を建てるという情報がありましたら、町の方でももちろん財政等十分検討した上で、新しい公共スペースと一緒に建築するということがあるのではないかと。今議員からおっしゃられたことも、検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 最後に、やはりジャスコを含めたサンコアの空き店舗の再開が地域住民にとって生活の一部なので、やっぱり豊かな生活を送るためには万難を排してもらいたいなど、このように思います。特に、今町長からも答弁あったように、商工会議所とか幸い観光物産協会もできたことですので、地場産品をどのように売っていくとかそういうことも計画なさりながら、関係機関と協力しながら支援をお願いしたいと、このように思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に2番目の国保税の滞納者対策ですけれども、まず一番目に町の滞納者世帯数はどれくらいになっているのか、対前年の増減数がどれくらいなのか、ちょっと具体的にお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） ご質問にお答えいたします。1月末現在で、国保の加入世帯が5,466世帯ございます。そのうち、現在現年度分で滞納されている世帯が1,394世帯。25.5%になります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） こういう通知が今各家庭に配られていると思うんですけど、これは県のあれなんですけれども、健康保険料率が1.25%上がって9.34%になるんですね。じゃあ、柴田町はどれくらい上がるんでしょうか。一緒でございますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） 現在申告等が行われていまして、その申告された内容等によりまして所得、それから医療費等を推計いたしまして、今後税率を必要であれば改定していき

たいと思います。以上です。（「質問のあれだけけれども、今は上がりますか、そうじゃなくて何%、そのとおりののか、同じなのかと聞いたの」の声あり）違います。町は独自に所得とか医療費を推計して税率を計算させていただくようになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうすると今世帯に県からの、社協ですか、これ、出されている全国健康保険協会宮城支部から出されている上がる率は、ちょっと柴田町は変わってくるということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） お答えします。そのチラシは、国保税でなくてあくまでも保険者、組合ですね、保険組合の方の掛け金が上がりますよということでございますので、国保税にかかわってくるのではないということでございます。保険組合の方の負担率がそのように上がってくるということの通知だと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ということは、柴田町での保険の税は別に定まるということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町民環境課長（吾妻良信君） そのとおりです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） どういうふうに情報を皆さん方が得られているかどうかわかりませんが、この近隣の市町村は柴田町と比べて上がる率が高くなるか低くなるかというのは、現状ではわからないんでしょうね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 税ですが、ほとんどというか大河原、村田、柴田含めて大体同じくらいの税率にはなっております。ただ、国保の支出状況ですか、それによって今後税率を改正する必要があるが出てくる、そういった市町村もございます。現実的には、各市町村も税率を改正しなくてない、そういった状況にあるという形で声は聞いております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） そうしますと、これは22年度から国保税が上がるということですがけれども、上がればやはり……。

○議長（我妻弘国君） 佐々木 守君、国保税が上がるということはまだ決まっております。

○6番（佐々木 守君） 失礼しました。上がるという予測になっておりますけれども、景気回

復をしていない現状では滞納者が上がった場合ふえると思いますけれども、それを想定した対応策を検討されているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） お答えいたします。23年度から収納システム等も変更し、回収とかがされることになりますと、コンビニ収納とかいろいろなものに対応できるようなシステムを導入できますので、その際にはそういうものに対応しながら24時間収納できるようなシステムを導入していきたいと思っています。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） その場合、国保の事業基金が22年度から赤字になるというようなことで、国保税が上がるということも言われているわけなんですけれども、そうだとすると22年度の本町の特別会計予算が対前年当初予算の0.1%増となっているんですね。基金が赤字となる状態での予算組としてはちょっと少ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その予算の根拠または理由を伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 国民健康保険料につきましては、今議員からご質問あったように財政調整基金を取り崩しまして、21年度そういった運営をしてございます。当初予算につきましては、財政調整基金現状で取り崩しても約4,500万円くらいの財政調整基金をもって新年度予算を立てました。今後、これからまだ支出していない部分もあります。あと、国から入ってくるお金等もございます。それを決算をしまして剰余金等を積み立ていたしまして、それでもなかなか運営上大変だなと思えば税率改正も検討しなくてないのかなということですが、今現状では税率を改正するとかそういうことではなくて、とりあえずその財政調整基金を5,000万円弱の金額で当初予算を計上して、その後の状況によっては検討していくということになります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 宮城県の有効求人倍率が2月の段階で0.41、正社員の率が0.22倍になっているんですね。全国を下回っているんですね。それから、先ほど町長もお話しされたように、高等学校、大学を卒業しても就職ができないという方が多くいるわけです。そういう中で、失業者や就職浪人の国保税はどうなるのかが心配なんですね。

そこで、本町では雇用対策をどのように行っているのか、また失業者や就職浪人で収入もない方、国保税の扱いはどういうふうにするのか、お伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。1点目は地域産業振興課長、2点目は税収納対策監。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 雇用対策につきましては、今議員さんおっしゃるように非常に厳しい状況で、特に大河原職業安定所管内、仙南につきましては県内のそういう職業安定所の中でも非常に一番悪いということで、その原因を聞きますと製造業関係ですかね、仙南の方にそういう工場が多いということで特に悪いということになっておりますが、実は雇用対策を町単独でいろいろやるというのは非常に困難だというふうに思っております、先ほど町長が答弁で述べましたように仙南地域の2市7町全体で協議会をつくりまして、ハローワークを中心に2月にも会議があったわけですけれども、各自治体、それから経済界の代表、それから高校、学校とか職訓センター、商工会というようなことでいろいろ情報交換を行って、最終的にはハローワークのいろいろな国の施策のメニュー、それらを活用して何とか就職できるように対策を講じるというのが精いっぱい、町独自でなかなか雇用対策を進めるというのは難しいというふうに思っております。

ただし、先ほど町長述べましたように、国の緊急雇用対策なりふるさと雇用対策、それから22年度から取り入れます重点と人材育成ですか、そういう国の制度を利用して町として直接雇用したり、各企業等において短期間ではありますけれども雇用の支援をしていくということで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○税収納対策監（武山昭彦君） 2問目の支援策についてお答えいたします。支援策につきましては、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおりに、軽減特例といたしまして2割、5割、7割の軽減がございます。ということで、その世帯の収入、所得を確定いたしまして、それに対する判定をいたしまして、2割、5割、7割の軽減策を講じていきたいと思っております。

それから、まだ概要がわかりませんが、ハローワークで会社等の都合により退職し、職業安定所で証明書を発行していただきました非自発的失業者、特定理由離職者につきましては、今現在例えば失業しますと収入かないものですから、前年に所得があってもことし今ないということで、その方々の所得を3割減額して所得を計算した税率で税額を計算するという軽減策も講じられることになってきておりますので、そのような支援策を今後講じていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 今、2割、5割、7割ということをお答えいただいたんですけれども、私らが心配するのはそういう7割減になっても払えないという方の、あるいは滞納が続いて

いて保険証が取り上げられるというような方の扱いをどうしていくのかというのを、実は心配しているところなんです。全くそういう減額しても払えないという方の保険証を取り上げるということをしないような形で対応できないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） お答えします。減額してもなかなか払えないという家庭については、税務課の方で納税相談ということでお出でいただいています。その中で分納誓約とか、そういった形で少しでも納めていただくという形でさせていただいております。それでもなかなか大変というか、そういった相談機会をふやすために短期の保険証、そういった形を出して1カ月、3カ月、6カ月、そういったものを出していただいて、その都度納税相談をして、その状況を踏まえてそういった保険証を出しております。ですから、資格をなくす、保険証を言葉は悪いですけども取り上げると、そういったことはいたしておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） ぜひ、そういうふうをお願いをします。

もう一つ、景気が回復していない中で国保税が上がる、そういう予想、上がるようであれば、低所得者にとっては大変厳しいものとなると思いますが。所得が上がらない中で、基金が赤字になるというだけで毎年国保税が上がるということは、滞納者をふやした税収が落ち込む、この繰り返しになると思いますが、そのような制度では問題があると思います。町長の私見をお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 町長は全体を考えなければなりません。そうしたときに、利用サービスがふえる、診療報酬が上がるということになれば、当然保険で使う方が多くなれば国保税を上げざるを得ないというふうに思っております。今のところは、対策としてはなるべく病気にかかる人を少なくする、健康づくりに力を入れるとか、かかっても二、三日で治るような体力づくりに努めるというのが一番の方法ではないかなというふうに思っております。

また、やっぱり本当に困っている方々にはそういう減免措置をするんですが、全部ただということになりますと一般会計から赤字で補てんするということになります。そうすると、本来払わなければならない負担を関係のない方に税金として負担させるというところまでいくと、制度自体が私はおかしくなるのではないかなというふうに思っております。やっぱり国保税については、サービスと負担がきちとした形で運営できるようにしなければならない

というふうに思っております。困った人については、減免措置等でなるべく負担が少なくなるように、また納税相談に応じてきめ細かに継続的に納めていただくような、丁寧な納税の仕方をしてもらえるよう努力をしてみたいというふうに思っております。

ですから、全部ただということは、まわり回って税金で補てんしなければなりませんので、そこはやっぱり私としては一般会計から赤字補てんするというのはできないのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それはよくわかるんですが、やはり保険証を持っていても3割負担とかそういう負担ができなくて病院にも行けないというようなことが今現実にあるわけなんで、特に子どもさんをお持ちの家庭とか高齢者を抱えた家庭で、やっぱり病気になっても医者に診てもらえないというのはこれは豊かな社会とは言えないので、やはりできるだけ相談に乗ってもらいたいなど、このように思います。

それでは、次のまちづくり推進センターの方に移らせていただきます。第31条「町は参加及び協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり推進センターを設置する」とあり、それぞれの区において今現在この4月1日から施行されるのを待ちまして、いろいろな計画を立案しております。ただ期待をしている割に、この間いろいろ町の方で説明会をやられたようなんですけれども、31条から33条までこれは別に定める条例の施行日から施行しますということになっているのが、説明を受けて初めてわかったという住民の方が非常に多いんですね。「なんだ、4月から全部やれるんじゃないかと思っていたのに、できないのか」というようなご意見が非常に多かったんですね。

そこで、やっぱり住民が条例ができたのにこれを活用できないということになれば、やっぱり「町は本気になって住民との協働を考えているのか」ということにもなりかねないので、これを解消するためにやはり先ほど町長からいろいろご説明を受けたんですけれども、じゃあその31条から33条まで施行される日までの間、こういうふうにするというやはり情報提供がまだ不十分だと思うんです。それをどう解消していくのかということ、的確に情報提供しないと「なんだ、さっぱり条例はできたんですけども、何もできないのか」というようなことになります。

「ゆる．ぷら」の話が町長さんからお話あったんですけれども、それはそれとしてまちづくり推進課としての対応はどういうふうにするのかということ、少し詳細にお伺いしたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 確かに今現在は、ちょっと今のご質問にお答えする前に、今まちづくり推進課の方ではこのまちづくり推進基本条例等々につきまして、実は地区説明会を開催させていただいてございます。実は、昨日も3区の集会所、それから18B区の集会所というふうなことでご説明に上がってございます。その中で、確かに今ご指摘いただきました「別に定めるもの」がでございます。これらの部分についても適宜情報提供が必要でないかというふうなご指摘をいただいておりますが、説明会を通じて今現在は説明を申し上げているというふうな手段でございまして、その中で、推進センターそれから提案制度、推進センターで担うのが提案制度というふうな中身になりますけれども、これらにつきましては先ほど町長がご答弁申し上げましたとおり、「ゆる．ぷら」を活用しながら今年度で実証実験を行って、早急に場所を含めて検討し条例化を図りたいというふうなことで、提案制度については4月からスタートさせていきたいというふうにご考えております。

それから、条例関係でいきますと住民投票制度というものも大きなファクターとしてございます。これらにつきましては22年度中に、これは議会の方々といろいろご協議をさせていただいて制定していきたいというふうな考え方で、これも22年度中に何とか制定したいというふうにご考えてございます。それから、もう1点の審議会等々でございます。これは、今議会の中で審議会を設置するというふうなことで、ただいま上程をさせていただいている状況というふうなことでございます。

情報を的確に提供していくというふうなことでは、説明会を通じながら、あとは広報紙を通じ等々で周知をさせていただきたいというふうにご考えてございますので、よろしく願います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 説明会に私もちょっと参加させてもらったんですけども、そのときにやはり皆さんがおっしゃっていたことは、「条例をつくる、つくると言っても2年も3年をかけてやっているのに、その条例が通ったときにすぐ施行できるように、いろいろな事業内容がすぐ実行されるようにすべきなんじゃないか。事前の計画がなっていないんじゃないの」という話を聞いているわけなんですけれども、それを今ここで申し上げてもしょうがないので、先ほど町長から「ゆる．ぷら」での対応ということをお話しされましたので、その「ゆる．ぷら」でこういう形の内容の相談を受け付けますということで情報発信を即やっていたいただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（菅野敏明君） 情報発信の関係なんですが、ただいまホームページの方にも「ゆる．ぷら」関係の部分については、ホームページの方には申込等々を含めて利活用の部分については掲載させていただきました。加えて、提案制度等々につきましても今当然事業計画等々に定めてございますので、それらもあわせて広報紙とホームページを使ってまず周知をさせていただきたいというふうに考えます。よろしくをお願いします。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 6番（佐々木 守君） 4月1日から今現在各区ではいろいろな形で計画を立てて、企画書を提案したいというふうに思っていると思うんですね。その場合に、4月1日から企画書を持って「ゆる．ぷら」の方におじゃました場合に、すぐ相談に乗っていただけるものですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（菅野敏明君） 当然、提案といっても特にアイデアの出し方、それから実践を伴うものというふうに2通り分かれてくると思うんです。それらにつきましては、当然推進センターの機能を「ゆる．ぷら」の中で実証するというふうな考え方でございますので、当然私どもの方で相談に応じていろいろあとご提案をいただければ、それらも反映させていきたいというふうに思っていますので、これらは4月からスタートさせていただきたいというふうに思っています。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 6番（佐々木 守君） あともう一つ心配しているのは、どんな形のものを持っていっても受け付けてもらえるんだろうかというようなことを、心配なさっている方がいるんですね。だから、「こういう企画書ではだめだ」というようなことがもしあれば、お聞かせいただきたい。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（菅野敏明君） 推進センターの提案の中にも、営利を追求するものについてはとにかくそれは入口の段階でお断りするというふうなことが第1点です。それから、いろいろなまちづくりに関して提案というふうなことになれば、「これはだめだよ」「これはいいですよ」というふうな仕分けは当方の方では深くといたしますか、入口の段階で「これはいけません」というふうなことはございません。どんなことでも、いろいろまちづくりに対して町民の方々とかお考えいただいたんであれば、それを生かしていきたいというふうな考え方から、あくまでも利益を追求するような提案だけは、これはお断りするというふうな

ことでございますが、それ以外は自由な発想のもとにアイデア等々あるいは提案等々いただければありがたいというふうに考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） 非営利法人（NPO）なんかが相談に行った場合はいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） NPOはNPOでいろいろ事業活動を個々に展開されてございます。そのNPOの方で事業実施をスタートするのか、あるいは逆に言うと町に対する提案というふうなことになるのか、それらにつきましてはご提案についてはその場でいろいろお話を賜って、その中で決定したいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木 守君） それは、受け付けていただけるということですよ。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 話の内容によって、即すべて受け付けるというふうなことではなくて、NPOがとにかく主体でNPOの事業の中でやりたいんだというふうなことであれば、それは事業主体はNPOというふうな形になりますので、その部分については内容をお聞きしてというふうな判断になろうかと……。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○6番（佐々木 守君） これを住民が活用しやすくしないといけないと思うんです。これを裏切らないためにも、支援センターを早期に設置のお願いをして私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて、6番佐々木 守君の一般質問を終結いたします。

これより休憩します。

再開は13時からといたします。

午前11時57分 休憩

---

[午後1時00分 11番 大坂三男君 入場]

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

12番舟山 彰君、直ちに質問席において質問してください。

[6番 舟山 彰君 登壇]

○12番(舟山 彰君) 12番舟山 彰です。3点質問いたします。

**1. 監査委員の指摘事項への対応は。**

監査委員から定期監査の結果が報告されている。去年11月に実施した学校関係の監査については、「学校等教育施設の施設管理については、従来から改善に努めるよう指摘してきたが、懸案事項の解消に至っていない。教育施設管理者と教育委員会は実態の把握に努め、適切に対処していただきたい」とあった。

1) 各学校の校舎の雨漏り対策は進んでいるのか。

2) 撤去された遊具類の代替設置状況は。

3) 樹木の大木化や高齢化による倒伏が懸念されていると指摘されているが、その対策は進んでいるのか。

4) 一つの例として学校関係についての監査を挙げたが、町執行部は監査委員の監査報告による指摘や、議会の常任委員会の所管事務調査報告による指摘の重みをどう考えているのか。

5) 監査委員は町民を代表して監査を行っている。幾ら財政難とはいえ、前述のように「従来から指摘しているのに懸案事項の解消に至っていない」と改めて指摘されているのはいかなものか。

6) 議会に対しては、監査委員の定期監査結果は提出されるが、町執行部がどう対応したかは報告がない。国の会計検査院の指摘事項については改善対策の報告が義務づけられている。町執行部も監査委員の指摘にどう対応したか、定期的に議会に報告すべきではないか。

**2. 町の債権管理は緩すぎるのではないか。**

去年解散した観光協会に対しては、町は1,090万円の債権放棄をしている。また、サンコアの駐車場代も約1,900万円未回収となっている。両方合わせれば、約3,000万円となる。町長の退職金を超える額になるのではないか。

1) 債権放棄ということは、町民の税金がむだになったということであり、町民が町の失敗を肩代わりしたと同じである。町民の信条として、町長が議会で一言お詫びを言うだけで済む問題であろうか。町長は、この問題を広く町民に周知しているのであらうか。町民の中には、この問題で町長は減給すべきではないかという意見もあると聞いた。町長はどう思われるか。

2) 町が出資、投資、貸し付けしている関係団体等について、その金額、回収の見込みを一

覧表にしたものを、できるなら議会に提出してほしいが、いかがか。

3) 住民団体等への補助金がカットされる一方で、町としての債権管理に不備があるのでは、町民もさらに納得しない。町としての債権管理を今後どうするのかお伺いしたい。

### 3. 町民の率直な声に耳を傾けるべきではないか。

1月には新年会のシーズンであった。そこで、町民から次のような率直な意見を言われた。「柴田町は、村田町や大河原町等周辺に比べて活気がない。産業振興やPRに町の力が足りないのではないか」「町の財政債権プランはいつまでなのか。町長は町の貯金がふえたと自慢しているが、我々町民が各種手数料の値上げや行政サービスの低下を我慢して協力した結果であり、勘違いしないでほしい。貯金があるなら、手数料や行政サービスをもとに戻してほしい」「国の補助金を利用して学校施設を直すと言っても、町の借金が結局ふえるのも困る」

さらに、「民間の企業がさらにリストラを進めているのに、町役場は職員の給与カットをすぐにやめてしまった。町民より役場職員の方が大事なのか。もっと職員を減らすか、地元企業の賃金水準にあわせて職員給与を決めてほしい。それが、地元経営者の意見である」「町の新年会や成人式がいつもの体育館で開かれなかった。あの体育館は、地震が来ると危ないと聞いた。宮城県は地震がいつきもおかしくないと言われている。避難所の確保が最優先である。町は、急ぎどうするのか」。

最後に、「子ども手当から給食費等を天引きすべきである。まじめに払っている人からすれば、お金があっても払わない人は不公平である。天引きすれば、未回収はなくなると思う」

「柴田町も国のように議員と町民で事業仕分けをしてほしい」「町長は最近、町内の企業等を回っていると聞くが、時期を考えると公務時間を利用して自分のための政治活動をしているとも考えられる」。

町民の率直な意見を挙げた。これらは町長に対する意見でもあり質問でもあるので、町長は深く耳を傾けるとともに、これらについてそれぞれどう思うか伺いたい。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山 彰議員にお答えを申し上げます。

大綱3点ございました。じっくりと説明をさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

1点目、監査委員の指摘関係ですが、その前に監査について全体の流れをまずご説明申し上げ

げます。

監査は、定期的に行う監査として「①定期監査」「②例月出納検査」「③決算審査」「④基金運用状況審査」と、必要があると認めるときに行う「①行政監査」「②随時監査」「③財政援助団体等監査」「④公金の収納等の監査」等がございます。

監査委員は、これらの監査終了後、指摘事項がある場合、文書で町長あてに通知するとともに、議会（議長）あてに報告することになっています。

町長は、その指摘に対しての対応を各課に指示し、その対応を検討し、「すぐ対応できるもの」と「時間がかかるもの」等がありますが、各課において対応書を作成し、町長に報告します。指摘事項に対し措置を講じたときは、監査委員に報告することになります。

監査委員は、その説明、報告を確認し、公表することになっていることをまずご理解いただきたいと思います。

第1点目でございます。学校関係の雨漏りです。雨漏りの対応については、学校から報告を受け、教育委員会ではその都度現場を確認し、部分修繕できるものについては修繕を行ってきたところでございます。学校施設については、建設後20年を超えていることから、経年によるひび割れや凍障害による雨漏りが発生していることから、本来であれば校舎の外壁塗装と屋上部分の防水加工を行う大規模改修が必要となっております。

平成21年度は、船迫小学校の体育館入口と船迫中学校の体育館屋根の雨漏りについて緊急の修繕で対応してきましたが、大規模改修が必要な船迫小学校の図書室や廊下、東船岡小学校の特別教室、西住小学校の廊下等については、積み残しになっている槻木小学校の大規模改修を平成22年度中に行う予定ですので、その後に計画的に実施してまいります。

2点目、遊具関係です。児童生徒が使用する遊具については、安全面から専門業者の点検を行い、危険なものについては撤去し、また修理が必要なものについては修理を行ってきたところでございます。

監査の対象になった柴田小学校については、木製遊具を一部撤去し、平成21年度は鉄棒を設置し、平成22年度にはブランコを設置する予定でございます。今後も、学校安全基準に対応した遊具を計画的に設置してまいります。

各学校の遊具については学校の必要性に応じて予算化し、平成22年度においては東船岡小学校の滑り台についても設置する計画であります。

3点目、樹木の太木化による倒伏の関係です。学校における樹木の管理については、毎年緑化整備委託料を予算化し、各学校において剪定や太木化を防ぐ芯どめなどを行ってまいりま

す。

また、大木となっている樹木については費用もかかりますので、毎年小学校1校、中学校1校と決め、大がかりな環境整備を行っているところでございます。対象となっている柴田小学校については平成20年度に実施し、一部改善しております。

4点目、監査の重みでございますが、監査委員は「財務の執行」「経営管理」等が適正に行われているか、効果的、合理的、能率的に行われているかを監査する職務を、また所管事務調査は行政に対する「政策提言」「監視」という観点があると理解しております。このことから、おのおのからの指摘は非常に重要なものであると、重く受けとめさせていただいております。

5点目、再度指摘されることは大変心苦しく思っております。しかしながら、指摘事項に関しましては早めの対応を基本とはしておりますが、やはり財源の確保（補助採択時期、施策の優先順位）などの観点から、それらを踏まえて計画的に対応させていただいております。

監査委員からの指摘事項につきましては重く受けとめ、できる限り対応させていただいていることをご理解願います。

6点目、監査委員からの指摘についての対応は、前段で申し上げましたので割愛させていただきますが、議会への報告については議会として必要であると判断されるのであれば、各常任委員会などで報告させていただきたいと考えております。

次に、町の債権管理の関係でございます。

まず1点目、柴田町観光協会の債権放棄については、昨年議員全員協議会等で観光協会の運営状況や貸付金の経過等を説明してまいりました。観光協会が解散となり、清算人会で残余財産の清算事務を進めてきました結果、410万円の返済がありました。残額1,090万円については回収不能となったことから、昨年12月議会に債権放棄の議案を提案し、舟山議員にもご理解をいただき、議員全員一致で可決されました。その結果につきましては、本年2月号のしばた議会だよりで町民に周知されております。町当局としても、9月の平成21年度決算議会終了後に、町民に周知してまいりたいと考えております。

次にサンコアの件でございますが、午前中佐々木 守議員にもお答えいたしました。サンコアに対する土地の賃借料については約1,900万円の未納となっております。3月にサンコアからイオンリテールへ営業権の譲渡がなされ、ショッピングセンターの事業は継続となりましたが、未納債権はあくまでサンコアの破綻にかかわる手続の中で決定されることとなります。負債総額は16億円を超えると報じられており、整理手続の中で町への配当はほとんど期

待できない状況でございます。4月以降、債権放棄の手続が必要になるものと考えております。

サンコアの未納については、未納の発生した直後から事業者と納付のための協議を開始し、また事業再生への取り組みを促してきました。その経過については、詳しく午前中お話し申し上げました。多くの租税債権の未納と同様に、悪質な事案であれば町としても「使用停止」「差し押さえ」などの法的措置・手続きも考えられましたが、今回の事案は「まずは、地域にショッピングセンターとしての存続」を図ることを最優先に考え、柴田町が最初に強制執行を行って、破綻のトリガーを引くわけにはいかなかったという町としての大局的な判断を優先させていただきました。結果を見れば、経済の悪化が大きな誘因となり、再生は無理という判断を受け、事業破綻となってしまいました。その後イオンリテールへの営業譲渡が決まったことを考えれば、「角を矯めて牛を殺す」ことにならなくてよかったと、ほっとしております。

今後とも、債権の管理につきましては細心の注意を払いながら、不測の事態にも十分対応ができるように努めてまいります。

2点目、町がかかわる出資等については、毎年の「決算報告」の中で全事案について報告をいたしております。

20年度決算時で、「有価証券」で6件、金額で約1,500万円、出資金・出捐金では22件、金額で約2億1,600万円になります。

出資金で一番大きいのは、仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金出資金で1億6,938万円になります。

貸付金については、「高齢者住宅整備資金貸付金」と「地域総合整備資金貸付金」の償還が継続しております。特に「地域総合整備資金貸付金」は毎年769万2,000円の償還があります。これは、平成12年医療法人「杏林会」が老人保健施設を設置しましたが、建設に当たり国の有志制度を活用したもので、町が実施主体となり総額1億円の貸し付けを行っております。平成14年度から27年度まで14年間で償還されます。

最後に、町民の率直な声に耳を傾けるべきではないかということで、調べましたら8点ございました。私としては、一つ一つやっぱり間違いは正さなければならないということでございますので、時間がかかりますけれどもご傾聴願いたいというふうに思っております。

まず「村田町や大河原町周辺に比べて活気がない」等々でございます。視点の違いかなというふうには思いますが、100年に一度の不況の中でどの自治体も元気をなくしておりますが、

柴田町には昨年度工場の新增設が相次ぎ、ことしの7月にはいよいよ200億円規模のトナー工場の稼働が本格化するなど、明るい話題がありました。また、昨年11月9日には柴田町観光物産協会が設立され、この協会を盛り上げるため町民サポーター約300人が会員となるとともに、商工会等との共同によるプレミアム商品券の発行や、昨年は新型インフルエンザの流行で中止となりましたが、新たにしばた産業フェスティバルが開催されております。

農業関係では、花卉類新品種トルコギキョウへの取り組み、JAと連携のもとでの「柴田町地産地消協議会」の発足を目指す等、動きが活発になっております。この勢いをさらに加速するために、町としても観光まちづくりを目指す花咲山基本構想に着手し、内外との人・物・金の交流の中で地域経済を刺激する対策を講じることとしております。建設業関係者からは、柴田町には公共事業が切れ目なくあって、この不況の最中助かっているとの言葉をいただいております。

2点目、財政再建プランでございます。18年度にスタートした財政再建プランは、10カ年を見据えながらも5カ年の緊急財源対策を中心に組み立てております。

プランの柱とした緊急財源対策、これは職員給与、職員報酬も含めた人件費のカットですが、想定以上の実施効果があり、中期的には財政展望が開けてきたことで、19年、20年度の2カ年で終結といたしました。

これまで我慢を重ねて貯金をある程度ふやしていたことで、今回の国の緊急経済危機対策にも迅速に呼応することができました。その結果として、船岡中学校校舎の耐震化や屋内体育館の前倒しでの着手や、観光物産交流館の建設などが可能となりました。さらにうれしいことに、その財源となる交付金や補助金を予想以上に多く確保できました。今議会に、地域活性化公共投資臨時交付金約2億円の基金積み立てをお願いをしているところでございます。

使用料・手数料や行政サービスをもとに戻すことについては、「社会情勢や行政需用の変化」、「さらなる財政状況の好転」、また「サービスと負担の適切性」等を勘案し、再検討してまいります。

3点目、「学校をつくっても借金がふえるのではないか」、これも大きな誤解がありますので、ちょっと説明を加えさせていただきます。ご指摘のとおり、学校の耐震化事業を実施すれば当然借金がふえることとなります。なぜなら、柴田町の財政力では大規模事業を進めるためには起債を活用する、つまり一部借金をしない限り難しいからでございます。しかし、今回はある程度の借金をしてでも国の経済危機対策にかかわる補助金や補助金や交付金を活

用した方が町としてプラスになること、船岡中学校の校舎耐震化と屋内運動場の改築を実現するためには、今回の国の施策を活用した方が大きく有利になると判断し、着手いたしました。

もちろん借金をすると言っても、過去の二の舞を踏むことのないよう公債費比率や起債総額の推計も行った上で、健全な範疇にあることを担保した上でのございます。予算書をよく見ていただきたいんですが、平成22年度の予算では借金の償還額15億1,100万円でございます。返す金が15億1,100万円。逆に新たに借金をする額、これを起債見込額と言いますが、新たな借金は8億5,120万円でございます。差し引きではマイナスの6億5,880万円としており、基礎的収支の健全性は保っております。

ここ数年来、新たな借金より借金を返済することに心がけてまいりました。平成15年度に約155億円あった借金も、21年度末での地方債現在高見込額では約125億円となり、この6年間で約30億円の借金を返しております。20年度における将来負担比率、これは今後どのくらい借金を返さなければならないのかの指標で、91.8で県内35市町村の中で負担の少なさで見れば第14位となっております。26年度からは、この負担が大きく改善する見込みですので、「財政比率を守りながら」が大前提ですが、安全安心を確保するための投資事業は積極的に展開してまいります。

町の借金が結局ふえるのは困ると勘違いをしている人にお伝えいただきたい。町の借金は減ることはあっても、ふえることはございません。

4点目、職員の給与関係でございます。昨年12月、民間の給与ベースを基準とした人事院勧告にあわせ、給与・ボーナスの減額を行っております。また、昨年まで早期勸奨退職を奨励したこともあり、ここ3年で予定した人数を上回る28人の職員を削減し、結果として同規模の自治体と比較しても6人ほど少ない職員で、ふえ続ける仕事に対応しています。

職員の給与カットについては、平成18年3月議会で舟山議員も「職員の給与は基本的にはいわゆる生活給であり、削減は職員及びその家族の日常生活に大きな影響を及ぼすのみならず、職員の士気を低下させることになる」として、職員の給与削減に反対する提案理由に賛同され、職員の生活を守る立場に立っていただき、役場職員を大事にいただいたことがございました。財政的に明るさが増してきた今、やはり正常な形に戻して住民のために意欲的に働いてもらうことの方が、町民のためになると思っております。

なお、議員がおられなかった時期の本会議で3人の議員の方々から、職員給与について早急に現状復帰を強く進言されて行ったことも、舟山議員にお伝えをしておきます。

5点目、災害時の町指定避難所、それから避難場所は、現在28カ所指定しておりますが、議員ご質問にあります柴田町民体育館につきましては災害時の町指定の避難所、避難場所としては指定しておりません。

柴田町町民体育館があります船岡小学校区につきましては、指定避難所として船岡小学校体育館、船岡体育館、仙台大学体育館、避難場所として船岡中学校を指定しております。

なお、柴田町民体育館につきましては、昨年度実施された耐震診断の結果現状の状況での利用を継続するには安全性の確保が厳しい状況にあることから、現在のところ使用自粛の措置をしているところでございますが、4月からは使用中止の措置をする考えでございます。

町といたしましては、当分の間このような措置を考えておりますが、今後財源のめどがつかしだい柴田町民体育館の改修工事等に着手してまいりたいと思っているところでございます。

子ども手当からの給食費の天引きです。これだけは意見が合っているようでございます。子ども手当は新政権の政権公約で、中学校卒業まで1人当たり年31万2,000円を支給するとした政策でございます。

子ども手当の目的は、子どもを養育している方に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの成長及び発展に資することとしたもので、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが対象に、マニフェストの支給額は1人当たり月2万6,000円としたものでございますが、平成22年度は半額の月1万3,000円とする、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案が現在国会で審議されております。

子ども手当からの給食費等の天引きについては、1月30日に鳩山首相が小中学校の給食費などの滞納分を子ども手当から天引きできる仕組みがつくれぬか検討する考えを示しましたが、今国会に提出した子ども手当の法案には差し押さえ禁止の規定が盛り込まれており、実現させるには法案の見直しが必要になります。

町長としては、子ども手当から給食費等の滞納分へ天引きできる仕組みは、ぜひ必要だと考えております。

次は、事業仕分けでございます。議会の役目として、「予算や決算を通じて事業の必要性や行政効率、経済効果などの妥当性を検証すること」が掲げられております。まさに言葉は違っても、「事業仕分け」は常に行っていただいております。まさに言葉は違っても、「事業仕分け」は常に行っていただいております。二元代表制として存在する議会本来の仕事ではないかと思っております。

特に柴田町議会においては、平成18年9月に財政調査特別委員会を設置し、財政再建プラン

となる47項目の計画を徹底して検証いただきました。執行部と議会が協議を尽くして決定したこの「財政再建プラン」は、現在大きな成果を上げております。また、この取り組みにあわせ町が行う「主要な事業・施策と予算」について「よくわかる町の仕事と予算」として全町民に公開しています。

国の事業仕分けに先がけて、「聖域なき行財政改革」と「行政情報の透明化」を押し進めていることをご理解いただきたいと思います。

最後に、町内の企業を回っていると。これは政治活動をしていると考えられるということで、そういう考えをする人がいるんだなというふうに思いましたけれども、お答えさせていただきます。

国内の景気後退が進む中、町内の産業を取り巻く環境も厳しい環境下にあることから、昨年8月から月1回、農商工の現状把握を行うため、町のトップが直接現場に出向き、事業所のトップの皆さんや関係者から町への要望や意見等を伺い、町の産業政策に生かそうと、「事業所訪問の日」「農家訪問の日」「商店街訪問の日」を設置いたしました。今回の企業訪問は、地元企業の経営者から厳しい環境下にある町内企業の現状を知ってほしいという声にこたえた面もございます。これまで37事業所の訪問を行った結果、「町長に直接話ができてよかった」「現状を知ってもらえただけでありがたい」と高い評価をいただくとともに、工場の売り上げが減になった企業や3休4勤の体制で雇用維持を図っている企業もあり、まだまだ景気が回復していないことや、役所に比べて職場環境や就労環境等が相当厳しい状態にあることなどを痛感しているところでございます。

さらに、企業を訪問することで、高い技術力を再認識させられたり、町内企業間で製品の受発注をしている事例に触れたり、現場を訪れなければわからない情報を得ることができましたので、事業所訪問を継続して実施してまいります。

最後に、今回ご指摘のあった率直な意見には、大きな誤解と正しい情報が伝わっていない面があるようですので、できれば私が直接意見に耳を傾けたいと思いますので、舟山議員にはぜひそうした方々との意見を交換する場をぜひ設けていただければと思っております。また、役所の情報を正しく町民に伝えるのは議員活動の大きな役割ですので、本日の回答についてもよろしくお伝えいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 舟山 彰君、再質問ありますか。許します。

○12番（舟山 彰君） まず1点目でございますけれども、午前中の答弁で教育関係がたしかいろいろ調査したら8,000万円くらいいろいろ直すところがあると。22年度は、1,000万円ほど

計上したというふうに私は答弁を理解しましたがけれども、じゃあ去年の定期監査なんかにおける監査委員からの教育関係の指摘に対して、22年度のその1,000万円というのはどういう点が反映されたと言いましょうか、対応したんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） まず1,000万円の内訳なんですけど、これにつきましては柴田小学校のブランコ設置、それから小学校関係のトイレの改修、それから東船岡小学校の滑り台設置、それから槻木小学校のプールサイド改修工事、それから船迫中学校の校舎の屋上の一部防水工事というようなことで、約1,000万円の工事費を計上しております。今回の監査からの指摘の中では、柴田小学校のブランコの設置工事、それから船迫中学校の校舎の一部防水工事等を行っているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 午前中から町長は、国の補助などをもらって大きくまとめてやった方が効率がいいと。雨漏りなど外壁を直すようなと言いますけれども、どうなんでしょうね。午前中の質問とかでもやっぱり現場、学校の先生とかその校舎を使って勉強したり遊んだりする子どもたちからすれば、本当はもっと早くやってほしいと。町長のような方針でいったら、今は船岡中学校とか槻木中学校についての耐震工事とか、どうにかうまく国の補助に乗ったと言いますけれども、じゃあほかの学校、小学校関係とかその国の補助をもらうとなったらまた5年か10年かかるんじゃないかと思うんですよね。つまり、学校の先生や子ども、それから父兄さんもまたこれから5年、10年細かいことは我慢してくれという考えになるんでしょうか。

それとは逆に、担当課長はさっき1,000万円と言われましたけれども、年次計画を立ててやっていきますよと。しかし、私8,000万円と聞きましたから、1,000万円ずつやっていったら8年以上はかかるわけですよ。これを町の財政厳しいけれども、毎年2,000万円にすれば、8,000万円を2,000円で割れば4年。ところが、1,000万円ずつやっていったら8年ですよ。その辺の考え方というのをもう一度聞きたいと思うんです。国の補助を利用するために、子どもたちとかにもう5年、10年我慢してくれというのと、逆に1,000万円ずつやるって言うけれども、どこまで計画実行する考えがあるかというんですかね、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 先ほど船迫小学校の例を申し上げました。私としても、外壁の黒塗りの

ペンキ直しに取り組もうかと思ったんですが、現場の先生方とか担当者に聞きますと「そこだけ直しても、やっぱり雨漏りの解消にはならない」と。全体を直さなければならないとなると、膨大なお金がかかると。逆に全体を直してしまった方が、小さなものもあわせてやれるということでございましたので、やっぱりこれにつきましては国の大規模事業の制度に乗った方が一気にやれるという考えに立ちました。

それで、船岡中学校の体育館、校舎、槻木中学校がめどがつきましたので、先ほど申しましたように槻木小学校を今年度中にやるとお話しをしたので、やらないという回答ではないんですね。ですから、そのほか船迫小学校も恐らく部分的な修理は当然やってまいります、全体、大規模改修にもっていった方がいいのではないかと。5年かかるというようなことではなくて、これにつきましても国に働きかけまして、幾らでも早く前倒しでできるようにしてまいりたいというふうに思っております。実は結果として、29年ですかやると言っていたものが今年度実施できるようになっておりますので、そういった面で国県に働きかけまして、早めに大規模改修で全体をまとめて直した方が小さなものも直せるという方針でやっていきたい。ただ、部分で直る分については、一般会計から予算をつぎ込んで随時やっていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 今の計画で「随時やっていきたい」ということなんですけれども、午後の答弁の中で「これからも年次計画をつくってやっていきたい」という答弁があったと思うんですけれども、今は年次計画というのはないんですか、逆に言うと。ちょっとそこをお聞きしたいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 10年の待機事業ということで、多分お示しがあったと思うんですけれども、その中で学校関係の大規模改修工事等については年次を入れ込んだものでつくっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 10カ年の待機事業ですよ。それはどうしても大きなものと、私も見ていて思ったんですが、教育関係についてその10カ年待機事業の中に一つの枠、教育枠というようなことで8,000万円なら8,000万円、こういうものが必要だというものを、今後10年どうするんだというふうに入れていった方がいいんじゃないかなという気がするんですよ。先ほどの町長の答弁とか今の課長の答弁も、待機事業の中には教育関係の大きなものは入って

いると。現場からすれば本来は早く雨漏りを直すとか細かい、その中にはやっぱり我々が考えているよりも、現場からすれば危険度が高いというものがあると思うんですよね。我々は、どうしても予算的なことを考えて「我慢してくれ」と言いたくなるかもわからないですけども、そういう意味では10カ年の待機事業の中にこういう細かいものでも、大体総額で8,000万円というような調査があるんでしたら、教育枠というか一つの枠を設けて、細かいものも10カ年でやるというようなそういう計画づくりが必要じゃないかなと思うんですけども、年次計画と言っているものというのはどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 大きい、大規模な改修事業につきましては、年次計画ということでやっていきたいと思いますが、小規模な工事につきましてはできるだけすぐにでもやりたいというようなことで考えております。それで、できるだけ子どもの安全にかかわるものについては、毎年度予算を上げていくというようなことで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 続いて、監査委員そのものについてお聞きしたいんですけども、今の事務局体制というのはどのようになっているのでしょうか。前は、議会事務局の中でというような私は印象があったんですけども、それが独立したということでしょうかね。だと思うんですけども、念のため事務局体制というのがどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 議員各位ご案内のとおりでございます。今、1名の職員を配置しまして、単独で1名でやってございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 新聞等で監査委員の選任の仕方について最近載っているのは、県内の市町村、これは全国的な傾向だということで、役所のOBの方が選ばれることが多いと。それは、監査委員というのは役所のOBの方などは県庁の方なら市町村のこともよくわかっているからというような理由で選ばれるということが挙がっていましたがけれども、逆に言えば身内意識があって指摘が甘くなるというんでしょうかね。それから、監査委員も首長が指名して我々議会が承認すると。やっぱり自分を選んだ人に、余り厳しく言えないんじゃないかというようなことが新聞で一般論として挙げられましたけれども、柴田町も県庁OBの方が監

査委員になっているのが多いと思いますけれども、町長にお聞きしたいのはこういう今新聞に載っているやつで監査委員、私が今学校関係とか説明しました。それから、仕分けのこともありましたけれども、監査委員の役割を考えた場合、今後例えば柴田町として今までと違う専任の方法を考えると、候補者をどういうふうに決めていくとか、どのようなお考えがあるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 監査委員、私は身内意識とかそういうものではなくて、この柴田町をよりほかの自治体よりレベルを高めたいというのが私の考えでございます。高まっている。そのためには、事業の効果とかその必要性とか、監査委員の立場から厳しく指摘してほしいという方針は変えておりません。ですから、どこの役所のOB云々ではなくて、それにふさわしい方がやっぱり監査委員になるべきではないかなというふうに考えております。

そのときに、即戦力になるのは、やっぱり行政に携わってきた方の方が早めに指摘できるのではないかなというふうに考えております。もちろん、民間が悪いということではありませんが、役所の仕組みと民間では大きく異なりますので、私としては民間を排除するつもりはありませんが、早めに即戦力として柴田町の行政執行を高めていただく、そのためには我々が気づかない点を指摘していただくためにも、出身母体にかかわらずその能力にふさわしい方をこれからもお願いしていきたいというふうに思っております。監査にいろいろ手心を加えるというようなことは一切ございませんし、逆にそうあっては困ると私は思っておりますので、厳しく指摘していただいているというふうに思って、それにこたえるように一生懸命我々もやっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい。

○12番（舟山 彰君） 大きな2問目、町の債権管理についてなんですけれども、観光協会の解散というのはいわゆる町の財政再建プランに基づいて実施されたと私は認識はしておりますけれども、町としては町が主体となってそのまま観光協会を運営すれば赤字がふえていくけど。これでは、町の財政再建にとっても困るから、債権放棄してもしようがないから、もう民間主体の観光物産協会に移転するんだと。先ほど町長の答弁では410万円の返済があったけれども、最終的には1,090万円がどうしても回収不能になったと。先ほど「去年議会で提出して、我々議員にも了解もらいましたよね」というようなことを言っていますけれども、その辺どうなんでしょう。どうしてもあせざるを得ないということで、財政債権プランを優先して観光協会を解散して、1,090万円の債権放棄はやむを得ないと、そのように考えたん

でしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 舟山議員おっしゃるように、平成18年度の財政債権プランの一つの中に観光政策の転換ということで、それに基づきまして19年度からいろいろポスト観光協会ということで取り組んできたわけでございます。それに基づきまして、3年ほどかかったわけですけれども、観光協会の職員を解雇したり、そういうことでやりながら進めてきまして、最終的には当初見込みよりは3,000万円から1,090万円ということで努力をしていただいて、返済してもらったわけですけれども、最終的に1,090万円ゼロにするためには相当の年数がかかるということで、まずは債権放棄していただいて、あとは行政主体の観光から民間主導のもう少し町全体を考えた観光施策を展開すべきだろうというようなことで、最終的には1,090万円債権放棄していただいたということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） もうこれ以上、1,090万円はどうしても取れない。極端にいうと100万円か150万円でも、もっとさらに回収できるということがどうしてもできなかったということですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 解散しないで細々と、何もしないでスロープカー運営の収入等をやっていけば、多分5年くらいの期間、何もしないでやれば5年くらいで返済は可能だったというふうに思います。ただし、ただ返済のために協会があつて、観光施策を展開できないようであれば果たしてどちらがいいかということになるかと思しますので、最終的には解散しましたのですべて財産も収入もありませんので、会社でいえば倒産してしまったというふうに考えていただければなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 22年度予算については、この後も予算委員会で審議はするんですけども、町民からすると今のように観光協会解散、債権放棄1,090万円と。今度は完全な民間主体での観光物産協会にするんだけれども、何だかんだ町が補助するとどのくらい変わったと、町からするとコスト削減になったかという疑問が出てくると思うんですけども、これは本当は予算委員会で質問すべきことかもわかりませんが、今大ざっぱに「このくらい町として、本当の負担軽減になったという、大ざっぱでもいいですから課長からご説明願いたいと思いますけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 昨年の議員全員協議会の中でもお話ししておるんですけども、それまで観光協会といいながら実際の事務なりいろいろな計画から執行まで、すべて地域産業振興課の職員がやっていたということで、最大で7人くらい昔の商工観光課も含めましていわゆる商工観光班7名ほどいたわけですけれども、実質今4名、班長入れまして4名ということで3名から4名、もう既に減になっているということで、そういう意味で今先ほど町長が言いましたように28人くらいほかの町村より職員を削減しているわけですけれども、3人、4人その部分が少なくなっているということは、別な部門にも効率よく職員を配置できているということなので、単純計算にいけば4人減になったということは、1人1,000万円程度かかるでしょうから、4,000万円くらいある意味ではポスト観光協会ということで物産協会に行ったことでその部分が軽減されたというふうには思っております。

もちろん、観光物産協会も軌道に乗るためにはたここ一、二年は役場と一緒にやらなくちゃいけないわけですけれども、現実として3人から4人菊まつりとか最大やっていたころよりは人が減っているという事実だけを見れば、相当の効果があるのじゃないかというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 財政債権プラン、それから今後の町の財政運営において観光協会のようなケースというのは、今後あり得るのでしょうか。もう町が関係する団体、お金も出している、解散させて民間に運営させる。まあ移管した方がいいよということで、観光協会の場合は1,090万円の債権放棄でしたけれども、今後そういうケースがあり得るのでしょうか。どうしてもって町として考えている団体等があるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 特に観光協会のように貸し付けを行って、施策の転換でもって解散して町の債権放棄ということは、ほかの件についてはちょっと考えつきませんが、一つだけ阿武隈急行に対する沿線協での出資があります。これは株式の出資になりますが、それは15億円の資本金でもって成り立っているんですが、柴田町からも株券という形で出資しております。ただ、第3セクターはかなり経営厳しくて、恐らく資本金の半分くらいは累積赤字が食ってしまっているというふうな状況があります。20年間で半分ですので、それは「頑張った」って見るか「やはりな」というふうに見るか難しいところなんですけど、そういう意味では町が出資している部分について将来とも全部株券がパーになるとかっていうのは、

1,000万円くらいなんですけど、それについては全然ないわけではないです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 2)の関係団体等についての一覧表ということで、町長からはどこにどのような出資をしていると、主なものということで説明ありましたけれども、サンコアの駐車場代の件、跡地のこととかいろいろ絡みを町長は答弁したことがありますけれども、ああいうように町として持っている債権ということで、危険管理という意味でリスク表というようなものは持ってはいないと思いますけれども、それなりのランク付け、一応これについては債権管理を強化した方がいいとか、そういう認識というか一覧表みたいなものはないと思うんですけども、金融機関並みの危機管理ということで町としてそういうランクづけしているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 町が持つ債権、十把一からげで言ってしまうと一番大きいのは本当は租税債権、税債権になりますよね。それを除外すれば、町が出資・出捐、投資はないんですけども、やっているものについては数は限られています。先ほど町長が出資金、有価証券でやっていますけれども、そのほとんどについては簡単に言うと利益を得るために出資しているわけではありません。そういう意味で、恐らくある時期に町がその資金を引き上げるというようなことは、かなり難しい。いわゆる公共的なサービスを担保するための出資ですので、そのために「払えなくなったから、今引き上げるか」みたいな感じについて考えているかという、そうは思っておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） サンコアの駐車場代、言うならば町の施設の利用料ということなんですけれども、そういうのもいわば町としては債権と考えれば、こういうご時世でございますからどこの企業とかどこの法人とかということはないんですけども、やはり大口の滞納というのがあって、町としてやっぱりそれなりの、もしかしてサンコアさんと同じようなことになるんじゃないかという、そういう危惧を持っているところというのはあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（武山昭彦君） 債権でほかにそういうようなところはございませんので、先ほど言いましたとおり税の債権は確かにありますけれども、ほかにそういうものはございません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） サンコアがああいう残念な結果になりましたけれども、先ほどの町長の答弁でサンコアの駐車場代、結局これから債権者会議とかあるけれども、町としてはもう回収は期待できない、配当はできないという言い方ですか。それは、イオングループといろいろ交渉して跡地に入ってもらおうとかそのためにはやむを得なかったということなのですが、結局町としてはサンコアの駐車場代、私は去年までの議会で聞いていたのは約1,900万円と聞いていましたけれども、結局これも回収できなかったという会計処理をする予定なんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 先ほど町長の方から説明申し上げましたが、サンコアの破産、3月に破産の開始が始まります。14億円から16億円の負債総額があると言われてはいますが、既に土地建物については所有権が移っていますので、その基本財産はありません。残りの財産を14億円規模の債権者、七、八十名になるかと思えます。そこで分けることになるかと思えますけれども、ほとんど考えられる財産は土地建物が移ってしまった残りではありませんので、優先債権という位置づけもありませんので、町に入ってくる可能性は極めて薄いというふうに考えています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 大きな3点目にいきますけれども、八つくらいの私としては町民の率直な意見ということで、その答弁で町長は「いや、大きな誤解がある。舟山議員さんも自分がここに答弁したんだから、正確に伝えてほしい」というふうなことがありましたけれども、私はあくまでも1月、それから2月初めあたりまでの私が出た新年会などで率直に言われたわけで、そうすると町長の思いというのが正確に伝わっていない、逆に言えば理解されていないという部分があると思うんです。町民全員に、町長とか町の方針を全部正確に伝えるということは難しいとは思いますが、私としてはさっき最後に「舟山議員、こういう場を設けてほしい」とか言いましたけれども、私としては町長からするところいうふうには町民から誤解されているということも認識してほしいなという気はしますけれどもね。

この点について、細かく質問していきますと、ですから町民の中には柴田郡の四つあるうちの3町合併といった町の中で一番人口の多い柴田町が、村田町とか大河原町より活気がないというふうに認識している町民もいるということですね。「いや、合併については借金がどうか何とかあったけれども、結局は合併した方がよかったんじゃないか」と思っている町民もいるし、「このままでは取り残されてしまうんじゃないか」という心配をしている町民

もいるんですね、実際私聞いていて。その辺、ちょっとどう思われるか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 取り残される、具体的に言っていたかかないと答えようがないんですよ。大河原の商業関係、一番発展しているというような感じで言われるんだろうと思いますよ。ちゃんと調べてまいりました。バイパスで大型店、店舗閉鎖8件でございます。大河原駅からバイパスまで、11店の店のシャッターが下りております。これを活性化という人もいれば、「ああ、柴田町は活性化している」と言えば、「いや、これだったら柴田町の方が」といろいろ見方がありますので、100%活気があるというのは基準を示していただかないといけないと。工場誘致については、大河原も村田もございません。ですから、何が取り残されるのか、それをお話しいただきたいというふうに思っております。

公共投資、臨時交付金についても、私の方は2億円も貯金させていただきました。ほかの近隣の町はゼロでございます。こういうこともぜひお伝えいただくように、私も伝えていきたいというふうに思います。何もしないわけでもないですよ。「よくわかる町の仕事と予算」、これはすべての家庭に差し上げております。読むか読まないかは、その人の勝手です。ですから、どういう方がおっしゃっているかわかりませんが、何もやっていないのであれば別ですが、これを読んでいただいて、事実を確かめた上で質問していただけるとありがたい。ですから、取り残されるのはどの点なのか教えていただけるとありがたいという反問権は使えないので、ここにとどめておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 一般町民の方の一つの印象ということで、夕方など地元の放送局なんかの5分もあるかないかのような一つのPRコーナーみたいになっていて、有名な村田の物産館の方とか、あと大河原も出るし、あと丸森、仙南で言うと丸森なんかも出ると思うんです。そういうのを見て、一般町民の方は正直言って残念ながら我が柴田町、PRするものがないんじゃないか、PRすること自体に力を入れていないんじゃないかという印象を持っていると。町長が、今「具体的にどういうこと」というふうにありましたから、私からすると一つにはマスコミというかああいうちょっとしたテレビのうまい使い方ですね。そういった面も柴田町はできていないんじゃないかと。それで、町民の方が「PRがへた」とか、町が実際にはいろいろやっているというのは「よくわかる予算」とか、ああいうので理解してもらいたいんですけれども、一般的な方の理解ってそうじゃないかなと思うんですけれども、そういう点については町長どう思われるか、町として。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 議員おっしゃいますように、夕方の番組でしょうか。やはり柴田町からそういう有名な方がなかなか出てこないんで、何か寂しいなと思う気持ちについては私も同じように思っています。ただ、河北新報とかごらんいただきたいんですが、それほど柴田町が取り上げられるのが少ないわけじゃなくて、かえってこの柴田郡では柴田町が取り上げられる回数は、ちょっと計ってはいないんですが多いというふうに考えています。今回、記者の瀬川さんいるんですが、やはり柴田の取材が一番多いというふうな意見もありました。ですから投げ込み方がへたなんじゃなくて、もう少し産業、観光としてのコンテンツといいますか、材料、少し磨いていくのがこれからになるうかと思うんですが、今町として産業としてさまざまなマスコミの使い方についておくれをとっているというふうには感じておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 次ですね、役場職員の給与のことなんですけれども、町長からすると「我々議会の方に去年いろいろ出して、議会から承認もらった。あの時じゃあ、舟山議員がどう」とかってありますが、そういったことがあった上で、さらにことしの1月、2月の新年会のときに町民の方からストレートにこういうふうに言われたわけですね。「やっぱり、役場職員の給与は高過ぎるんじゃないか」と。それから、「知り合いの役場職員からは『いや、人が減らされて、仕事だけがふえて大変だよ』と。だけれども我々中小企業、地場産業といいましょうかからすれば、もう従業員を減らして家族だけで仕事をしているんだとか、もっと厳しいんだよ」と。町長の言い方は、何かもう議員さんには「こういったのをやめた」とか、「もう理解してもらったんじゃないか。逆に、町民にそれを言ってくれよ」と言いますけれども、やはりまだまだ町民との意識の違いというのは私は逆にあると思いますよ。このくらいいろいろ町長としてやりくりして大変だと訴えたいというのはわかりますけれども、私からするともう一度本当に町民からすれば役場職員が同規模のところに比べて何人少なくなったと町長さっき言っていましたけれども、やっぱり多過ぎるんじゃないかという、そのくらいの認識を持っていると思うんですけれども、もう一度その辺町長に答弁伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 舟山議員の発言を聞いていますと、基準があいまいなので答えようがないんですね。私たち公務員については、人数についてはきちっと国に報告して、同規模自治

体このくらいの仕事に対しては、このくらいの人数って標準タイプがあります。それに比べて柴田町は6人減らしているという事実、これは正しく伝えていただきたいですね。聞く耳持たないではなく、まずはそこを伝えていただきたいということです。

それから職員の給料カット、本当に申しわけなかったんですが、宮城県で柴田町だけです、役職停止までやったのは。そういうことも、町民に伝えていただきたい。それから企業にとっては、好調な企業はありませんが、大変厳しいというところも、先ほど現場に行ってお話を聞かせていただきました。だからといって、同じように下げろということには私はならないというふうに思っております、その分柴田町は町民に対し我慢していただいたお返しじゃないんですが、学校関係とか公共事業、やっとなされるようになったと。そうであれば、今給料削減よりももとに戻して、そして一生懸命士気を高めていただいて、町民にサービスを提供してもらった方がいいと判断をしていたところに、議会から3人の、舟山議員はいませんでしたけれども、「早く戻すように」という進言があったということもね伝えていただきたい。町長だけが勝手に戻すというようなことではなくて、議会できちっと議論をして、そして了解を得て戻したんだと伝えていただかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、個々の企業の方々、何人とお話ししたかわかりませんが、確かに高いという方もいらっしゃるんですけども、やっぱり全体を考えていただいて、町民のために一生懸命やっていないと、こういう批判が来ているようではこれは問題でありますけれども、今は仕事もふえて一生懸命やっていると、私はそう町民の方々から受ける方が多いというふうに感じておりますので、戻させていただいたところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 職員を幾らにするという、人口幾らです、それはあくまでも役所側の論理だと私は思いますね、今となつては。本来は一つの判断基準でしょうけれども、そういったことも含めても、町民からすれば「やっぱり我々の一般企業の経営からすれば人が多過ぎるんじゃないか」とか、そういう発想になるんじゃないかと思います。町長は基準がどうとかって言いましたけれども、町長が言う基準というのはもちろん国等が決めた一般的な基準で、それは私は今となつてはもう役所側の論理であって、一般町民、国民からするとやっぱりもっと減らしてもいいんじゃないかと思うんですけども、これは質問でも何でもありません。

じゃあ次に移りますが、柴田町民体育館がいわゆる避難所として指定されていないというこ

とが、一般町民に逆に周知されていないというか、理解されていないかなと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 柴田町民体育館については、以前から避難所には指定しておりませんので、当然各町内の自主防災組織の中でも理解をいただいておりますし、柴田町民体育館がなぜ避難所に指定されていないかという問い合わせもございませんので、十分理解されているものと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 先ほどの答弁では、ほかの施設でも耐震化が必要だということがありましたけれども、じゃあ今、例えばあした宮城県で大きな地震があったとした場合に、町としては今の状況で避難所が十分確保されていると思っているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 町では、現在の避難所で十分対応できるものと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 我が柴田町は、海には面していませんけれども、この前のチリ地震によって気仙沼とか石巻とか津波が来ましたが、あのときに問題になったのが防災無線等で町民等に周知しようとしても、冬で寒いということもあって閉めていてよく聞こえなかった。それから、マスコミのヘリコプターなんか飛んでいたために、かえって防災無線が聞こえなかったということなんですけれども、今の柴田町の状況は危機管理監、その辺どのように見ていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（佐藤富男君） 現在町内の防災関係については、野外拡声装置というのが一つの各住民に知らせる方法があります。現在、16施設に設置されておまして、今年度平成21年度で下名生剣水に実はきょう設置しているところなのでございますが、17カ所設置しております。確かに、マスコミ等におきまして一部野外拡声装置等での今回津波の避難の関係、聞き取りにくいという面もありましたけれども、町の方では現在この野外拡声装置、または各消防団ごとに防災無線を配備しております。そのようなことであります。また、各消防団には消防のポンプ車がございますので、それをもって町内を巡回して広報していただくということで、周知をしたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 子ども手当についてなんですけれども、総理大臣は議長会などの要望で給食費などを天引きしてほしいということに対して「検討する」と言っていたけれども、国会に出された法律そのものでは例えば「差し押さえ禁止」などですね。お聞きしたいのは、自治体の運用によってはどうにかやり繰りできるというふうにも何か新聞で聞いたんですけども、何か国の方針だけでも、県を初めとした自治体などで運用でうまくできるということがあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） この子ども手当では受給権の保護ということで、子ども手当の支給を受ける権利は「譲り渡し、担保に供しまたは差し押さえることができない」というような条項が入っておりますので、町でこれを給食費に充てるということとはできないというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 補足説明させていただきます。制度のことにつきまして、子ども家庭課の方がこの子ども手当の担当をさせていただいておりますので、補足をさせていただきます。

今現在で、国からの情報が県を通じて届いている中では、今町長が答弁で申しあげましたように受給権の保護というのがございますから、それともう一つ各自治体でそのような運営ができるかということについて、「できる」という情報は今のところは入ってございません。もっと言うならば、そういうことはできないというのが「Q&A」の回答の例として報告をいただいているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 子ども手当については、国は6月からの支給ということを予定して、今国会で法案提案しているんですけども、この前町の予算書を見ましたら職員の給料の部分のところにはたしか「子ども手当」というふうに計上になっていて、そうすると例えば一般町民の方には対象者に対して今年度ですと1人1万3,000円ですか、役場職員に対しては毎月の給料にその分上乗せするという形の支給になるのでしょうか。ちょっと、そこ。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 子ども手当につきましては、町民の方で該当する子どもさんをお持ちの保護者に対して支給することになるわけなんですけど、例えば柴田町にお住まいの国家公務員とか柴田町役場職員とか、あとほかの地方公共団体にお勤めの職員の方である対

象の方は、それぞれにその勤務先で支給するというようになっておりまして、大変申しわけありません。今のご質問の毎月支払うのかというご質問なんですが、児童手当と同じように制度としては年4回、今回ですと6月・10月にまず支払うんですが、あと23年に入りまして2月・6月というふうに計算で支払うというようなのが町に来ている今の情報でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 子ども手当は、今年度が1万3,000円、来年度から全額支給、マニフェストにあった2万6,000円を支給するかどうかというのは、財源問題もあって今国会でも論議されていると思うんですが、確認したいのは柴田町など地方自治体が負担しなくてはならない部分というのがあるのでしょうか。今までの、さっき課長の答弁の中で児童手当とか今までも手当について出ていましたけれども、子ども手当になった場合柴田町として負担する部分というのがあるのか、新聞とかでもいろいろ出ていると思いますけれども、確認の意味でも答弁をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今ご質問にございましたように、今国会で審議されているのが平成22年度における子ども手当の支給に関する法律ということでございまして、その22年度の制度の中では財源としましては、これまでの児童手当法で各国なり県なり負担する部分を、その子ども手当の中の財源として措置するという、振り分けると言いますかね、措置するというふうになってございますので、その中では市町村の負担というものも当然出てくるようになってございます。

ただし、つけ加えさせていただきますが、今回は子ども手当は中学生まで該当になりますが、中学生の分についての市町村、または県の負担する部分はなく、100%国の財源で措置するというふうな財源の構成になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 最後に、事業仕分けということでお聞きしたいのは、我々議会も毎年9月のいわゆる決算委員会で前年度の予算がどういうふうに使われたというあれをします。その中で、「不用額がこのくらい、じゃあどうしたんですか」とかって聞きますけれども、民主党政権になってああいうふうに仕分けというのがひとつ注目されたというのは、昔で言えば大蔵省、今の財務省が予算を決めていくにしても、やっぱりむだ遣い、ムラなどについての精査が足りなかった。だから、ああいう形で民主党政権になってやったと、それはひとつ

評価されると思うんです。

で、柴田町はどうだと。先ほど言ったように監査委員も毎月監査も行ったり、我々議会ももちろん9月にやると。しかし、町民の中にはああいうふうにやってほしいというのは、言うなれば予算編成時点から精査が足りないんじゃないかと。どういうふうに予算というか、町民からすれば税金というものをどう使っているか、今まで以上にむだ、ムラをなくすようにしてほしいというのが、今の町民の意見となっていると思うんですよ。その辺についてもう一度、本当ならば企画財政課長が担当として予算編成する上でどのようにむだ・ムラを削減しているというか精査しているんだって、そういうことも改めてお聞きしたいと思うんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 予算編成の段階でというご質問ですので、22年度の予算編成を申し上げます。まずは予算編成前に各課の方にいわゆる限度額というような枠を配分しております。その中で、当然各課の方で改廃する事業、延ばす事業を決めていただきたいと思います。その上で、さらにやらなきゃいけないものについては当然事業部門と財務部門と町長を含めたヒヤリングの中で決定していくというふうな手続をとっております。

事業仕分けという考え方なんですけど、私どもは国ほど大きな予算、機構でもありませんし、全事業がいわゆる議会の方で精査いただけるというふうに理解しております。そのためには、各特別委員会内で細かい質問にも全部お答えしておりますし、そのむだ・ムラについて監査委員の方から議会の方から指摘されることもありまして、それは是正しているというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） よく、9月の決算委員会で私は不用額というのがどうして出たのかどうか、何か例えば課長から見ている毎年同じようにこういう不用額が出てくると、なぜそうなるんだと、来年度はこういうふうに削りましょうとか、そういった過程があるんでしょうか。私からすると、決算で我々が審議して「これむだではなかったのか」とか指摘したものが、どのように予算に反映されているのか。不用額という言葉ですよ、ぴったり計算したってそのとおりに使えるわけでもない、余るということももちろんある。その国の予算等はまた余してはだめなんだよと、何でもいから使ってしまえっていう、そういう発想だったかもわからないけれども、最近は極力少しでも残せばいいんだというふうに変ってきているかもわからないけれども、私毎年出てくる不用額というもの、もっと積算を細かくすると

か、厳しくするとか、最初から毎年同じような不用額出してくるような部門は、もう最初から1割シーリングカットというんでしょうかね。その辺、ちょっと課長にお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 不用額が一番出る費目、要因というのは、例えば医療費とか介護とか、最終支払いが4月、5月、いわゆる伸びを想定しなきゃ幾ら、どのくらいになるかわからない、そういう不特定なものが多い費目が大きなたまたま結果的として不用額を出してしまいます。大抵は3月の補正、3月の最終専決でもって予算に合わせて整理するというのは当然のことだと思います。ただ、そういう伸びが怖いというものについては、それは仕方がないなというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 国と町では規模が違うというお話でしたけれども、一応ああいったものをテレビで担当課長なども見ている、それなりの意識が頭の中で変わったという、そういう印象をお持ちでしょうか。これ、最後に聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり事業の仕分けというのは、本来二元代表制ですからやっぱり議会の方できちっと我々の方に指導していただきたいというふうに思っております。そのための資料は今後ともお出しして、より効果のあるような決算審査をしていただけるように我々も努力をしていきたいというふうに思っております。

今回の柴田町でいいのは、議会の方で財政対策特別委員会をつかって、47項目という項目を国に先がけて2年前にもうきちっとやったということでございます。成果が出ているというのが事実でございますので、やっぱり本来の姿である議会の方と一緒に、無理・ムラ・むだを今後とも省いていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 終わりじゃなかったんですか。最後の最後ですね。

○12番（舟山 彰君） 済みません、最後の最後。監査委員の定期報告についての対応策を先ほど町長は議会の各常任委員会になら出してもいいという答弁があったんですけども、この4月になれば我々議会の方も「去年常任委員会として指摘したことをどう対応されましたか」という報告をもらうようになっていきますけれども、そのときにあれでしょうか、あわせてその監査委員のここ一、二年定期監査なんかで指摘したことについて「どう対応した」ということが議会の常任委員会に報告されるのでしょうか。それを確認して、本当に終わりに

します。

○議長（我妻弘国君） これにて12番舟山 彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時40分から、再開いたします。

午後2時23分 休 憩

---

午後2時39分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

1番平間奈緒美さん、直ちに質問席において質問してください。

〔1番 平間奈緒美君 登壇〕

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美。大綱2点について質問いたします。

**保育ママ制度の早急な活用を。**

保育ママ事業は、待機児童を解消する有効な制度であり、単に待機児童の数を減らすためだけでなく、特定の保育者が少人数の保育を行うため、子どもと保育者間、保育者と保護者間に密接な関係を築きやすいメリットもあります。また、個別で柔軟な対応が可能であるため、適切な生活リズムや兄弟関係に近い仲間関係などを体験することができます。

特に、ゼロ歳、1歳というのは家庭的な雰囲気の中で保育が必要なのではないのでしょうか。今後は、ゼロ歳児については保育ママ制度に移行を進め、そこで余裕が生まれたところに1歳児、2歳児の待機児童の解消に振り向けるというような施策を考えるときではないでしょうか。

経済情勢が厳しい中で、本町としても生活保護からの自立支援や母子家庭の支援ということで就業につなげるような施策を展開していますが、その施策を有効に生かすためにも、お子さんの預け先、困ったときにすぐ預けられるところを確保し、安心して子育てができる環境を整えるべきです。

そこで質問いたします。

1) 町としては、保育ママ制度をどうとらえているのでしょうか。

2) 東京都では、保育ママ制度に対し連携保育所があり、保育ママの相談や必要な援助を行っています。保育所と保育ママの連携により、保育の充実を図ることができるのではないのでしょうか。本町も、早急を実施すべきではないのでしょうか。

3) 子育て中の若い世代の多くは、情報をインターネットから得ています。子育てについての情報など、まだまだ情報として足りないと感じております。町のホームページでの広報の工夫をすべきではないでしょうか。

2. 観光史跡の再認識として、船岡城址公園にある「もみの木」を継続的に活用できないか。

先日、全国ネットで放映された「樅の木は残った」ですが、山本周五郎の代表作でもあり、昭和45年にNHK大河ドラマでも放映されました。当時は観光客も多かったと聞いています。しかし、イベント的なものは定着せず、町のホームページにも「もみの木」について掲載はされていますが、少ないように感じております。

そこで質問いたします。

1) 観光スポットとしての再認識をすべきではないでしょうか。例えば、原田甲斐についてホームページ上に掲載すべきでは。

2) 言葉による効果の活用。「残った」という言葉にあやかって、さらに意味を持たせてはどうでしょうか。例えば受験のときなどにです。

3) 観光PR用に「もみの木」を活用したゆるキャラなどの製作を考えてみてはどうでしょうか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱2問ございました。

まず第1点目、早急な保育ママ制度の活用ということでございます。平間議員のご質問にある保育ママ制度は、国の「家庭的保育事業ガイドライン」に基づくものとしてお答えいたします。

保育ママ制度、いわゆる国の「家庭的保育事業」は、保育所における保育を補完するものとして保護者の就労等により日中の保育に欠ける場合に、保護者にかわって子どもを家庭的保育者の居宅等で保育する制度であり、議員おっしゃるとおり待機児童の解消策の一つとして有効な事業であると認識しております。

国では、ことし4月1日から家庭的保育事業を児童福祉法に位置づけするに伴い、昨年10月30日に自治体で家庭的保育事業を実施する場合のガイドラインが示されました。

ガイドラインでは、家庭的保育者の資格要件は町で実施する研修を終了し、適当と認める

者、対象児童は原則として保育に欠ける未就学児、保育人数は家庭的保育者1人で3人までの保育、ただし補助者を置く場合は5人まで保育できること、保育室は3人までは9.9平方メートル以上、3人を超える場合は1人につき3.3平方メートルを加算、昼食は給食または持参のお弁当など、実施するに当たっての詳細が規定されております。

そのガイドラインに基づき、町が家庭的保育事業を実施するに当たっては、国の財政支援策を有効に活用した事業実施を目標に現在検討を行っているところでございます。

2点目、保育所との連携でございます。事業を実施するに当たっては、家庭的保育者に対する支援の体制整備の一環として、連携保育所の確保は必要要件の一つでございまして、連携保育所は家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導や家庭的保育者が休暇等により保育が行われない場合に、家庭的保育者にかわって子どもの保育を行うなどの支援が必要となります。

町内においては、既にNPO法人や個人グループの皆さんによる一時預かり事業が立ち上がり実践されておりますので、昨年7月28日に国の財政支援策と適用基準を説明し、子育て支援の充実並びに連携についての意見交換を開催いたしました。

平成22年度は、この意見交換の範囲を広げて、子どもを預かっている方々との情報の共有と、これまで以上に連携を図るための交流会を実施して支援体制づくりに努めるとともに、家庭的保育事業の周知活動や家庭的保育を希望する方と支援する方への説明、町として家庭的保育者を認定するための研修などを実施し、平成23年度から国の支援策を受けることができる事業展開の取り組みに努めてまいります。

なお、東京都が事業の実施主体ではなく、都内の市区町村が事業実施主体であり、都内で保育ママ制度を実施している町村は、現在のところございません。

3点目、町では住民への子育て情報の提供手段の一つとして、広報紙やお知らせ版、ホームページを活用しております。

ホームページ上には、幼児・児童に関するものとしては児童手当や保育所、児童館への入所、虐待、子育て支援センター事業など、出産・育児に関するものとしては産婦・新生児訪問指導、乳幼児医療費の助成、妊婦学級など、医療関係では子ども救急医療など、子育てについてのさまざまな情報を掲載しております。

近隣市町と比べても、事業名称などは違うものの、ホームページに掲載している内容や量とも遜色のないものと思っておりますが、住民ニーズは刻々と変化・増大してまいりますので、掲載情報を精査検討の上、住民から見ていただけるように工夫をこらした情報の提供を

図ってまいります。

なお、平間議員からも掲載項目の情報提供をお願いいたします。

大綱2点目、「もみの木」ですね。山本周五郎の小説「樅の木は残った」は、本町の直木賞作家大池唯雄氏が山本氏を船岡城址公園に案内した折、山本氏が公園内に残っていた「もみの木」を見たのが、小説の題名のヒントになったと言われています。NHK大河ドラマとして「樅の木は残った」が放映された昭和45年には、ドラマの舞台地で本格的にロケが行われた走りでもあることから、年間約100万人の観光客が船岡城址公園を訪れました。その後、つつじ人形、菊人形まつりなど、城址公園の観光振興に力が注がれましたが、桜の時期以外は多くの観光客を呼び込むことはできませんでした。NHK大河ドラマの罪ということを知ることがあります。「毎年このように観光客が訪れる」という錯覚に陥り、施設の整備を行いますが、テレビ放映終了後は「閑古鳥が鳴く」と言われた地域は数多くあります。史実でないもみの木1本だけで、年中観光客を呼び込むことは大変難しいことだと考えております。

昭和63年12月に、町の若者たちが「もみの木は光った」と題してもみの木をライトアップし、周辺をイルミネーション化した結果、3日間で約5,000人が訪れたという実績がありますので、本年12月に船岡城址公園山頂周辺をイルミネーションで飾るとともに、もみの木をライトアップし冬の風物詩とするように、柴田町観光物産協会と連携を図りながら実施に向けて取り組んでまいります。

2点目、山本氏は「1本のもみの木に原田甲斐の孤高の姿を重ねて小説を書いていた」と言われ、凜として立つもみの木に原田甲斐の生きざまを重ね合わせたと思われまます。そういう意味では、原田甲斐が運命の重みに一人で耐えていた孤独を感じさせるもみの木ということになり、「残った」に意味を持たせるよりも原田甲斐そのものの生きざまをアピールしていった方がよいというふうに思っております。

3点目、ゆるキャラの関係です。前にも述べていますが、もみの木1本だけで観光に結びつけることは難しいと考えており、白石川と館山の回遊ルートの設定や花咲山構想の実現の中で観光まちづくりを進めてまいります。議員提案のゆるキャラ製作については、町民の声を聞きながら柴田町観光物産協会と連携を図り、検討をしてまいりたいと思います。なお、柴田町を町内外にPRし、町の魅力をアピールするために、C I（コーポレートアイデンティティ）と言われる活動に磨きをかけ、町のシンボルマークの製作やゆるキャラの製作など、トータルな計画のもとに取り組むとともに、「花のまち柴田」を内外にアピールするため、各種のブランディング事業に取り組んでまいります。以上でございます。

- 議長（我妻弘国君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。はい、許します。
- 1番（平間奈緒美君） まず1問目、保育ママ制度についてお聞きいたします。柴田町の待機児童は、今どのようになっていますか。前回6月に質問したときは、13名と伺っております。今現在の待機児童の、特にゼロ歳から2歳までについての人数をお答えください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問にお答えいたします。2月1日現在の待機児童の数でございますが、全体が16名というふうになってございまして、ご質問のゼロ歳では6名、1歳では6名、2歳では1名という形でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） 前回よりもふえているんですけども、前回13人の登録していたお子さん方は、約9カ月ありますけれども、その間に保育所には入所できたんでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） 前回13名とってお話ししたときから入所された方もいますし、その入れかえがございまして当初13名と言っていたときには年齢構成も1歳が5名、2歳が2名、3歳が5名、4歳が1名ということでの13名でございましたので、それが4歳の方は入所できましたし、3歳の方もお二人入所できている。あとは、新たに例えば転入なされて保育所に入所されたいというお申し込みがありましたんですが、その年齢児を扱う部屋、入所いただける部屋の児童数が満杯という状況もありまして、それで待機をいただいているという形でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 1番（平間奈緒美君） このゼロ歳から2歳までの年齢の子どもさんたちを、受け入れの拡充していくことが課題だと思うんですね。特に今働いているお母さん方たちもふえていますので。やはり、保育所では人数に制限があるし、そこでやはり有効手段として保育ママさんの利用だと私は考えております。
- 実際、待機児童を減らすことだけではなくて、また保育所とは違う本当に家庭的な1対1、1対2、3人までということなので、先ほども質問の事項の中に保育者と子ども間、保育者と保護者間の間に密接な関係がこの保育ママ事業によって展開されると思うんですね。この保育ママの存在価値がやはりあるんだと思うんですけども、そのあたりのお考えをお聞かせください。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 制度につきましては、先ほど町長が答弁で申しあげましたように、非常に有効な制度だというふうに認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 今、柴田町で一番困っているのは就職活動、就活をしたいんだけど、その間子どもたちを見てくれる人がいない。例えば、自分が病院に行くのでその間預かってほしいなど、町では特定保育、一時保育などの事業を展開していますけれども、やはり保育所の一時保育などの定員の問題があるので、なかなかいざ利用しようとしても難しいというところを聞いております。この一時預かりについてなんですけれども、大体早くからの予約で埋まってしまっていたり、あとやはり人数の関係もありますし、いざリフレッシュ目的など急な理由で利用するときの預かりがなかなか難しいということです。特に、子どもさんはやはり環境が変わると泣いてしまって、先生方の手を煩わせてしまうというか、泣いて過ごすことがあるということも聞いております。

それでなんですけれども、前は国のガイドラインはあるんですけども、県の方ではガイドラインがまだ要項成立していないということで、昨年8月ころにはということだったんですけども、昨年平成21年度より3億4,650万円、待機児童解消推進事業が県で実施することになって、21年で3億4,650万円、22年度ではさらに拡充していくと県の方でもうたっております。現在では、仙台市と大崎市が事業展開しているようですが、柴田町では先ほどの答弁で23年度からということは何だったんですけれども、この事業にも手をも挙げているということこちらでは確認してよろしいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問の内容で、今現在仙台市と大崎市の方がこの制度を活用されて実施している。柴田町につきましては、23年度からの実施に向けて県の方に研修等の内容での要望を出しているということでございます。済みません、22年度の研修のお願いをすることで、今調整をさせていただいているということでございます。先ほど町長が答弁で申しあげましたように、23年度からこの財政の支援を活用できた家庭的保育事業に進めたい、取り組みたいということで今準備を進めているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 22年度研修事業を始め、23年度から事業展開をしていただけるということです。仙台市でも保育ママの増員、仙台市の待機児童が多いという、全国ワーストに入っているんですけれども、大崎市でもさらに来年度増員をしていくそうで、かなり需用はあ

ると思いますし、23年度から保育ママ事業を展開するというので、安心いたしました。

今現在、保育ママさんたちは、特に育児に関してはもちろんなんですけれども、お母さんたちのメンタル面の支えにもなっております。やはりこういった活動は、町で支援していかなくてはいけないものですし、やはり利用できるものは利用して、県でもやっと待機児童解消推進事業というものを立ち上げて予算化したのですから、ぜひ1日でも早い23年度に向けての研修を行っていただきたいです。

2番目の質問といたしまして、連携保育所についてなんですけれども、やはり保育ママさんも家庭でお子さん方を見る上でいろいろな意味で心配事だったり、自分がもし病気になったときどうしようとかということで、やはり自分がもし病気でお預かりしなくちゃいけないお子さんを見られないときに、保育所なりの援助があるとすごく助かるものだと思います。それだけではなくて、例えば保育所の行事とか保育所での研修会など、そういったものの交流というか連携をとって行っていただきたいですけれども、そういったことはどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） ご質問では、連携保育所を設置するといいますか、そういう形をとらなければならない、家庭的保育事業を行うに当たりましてはそういう連携保育所というものを設置しなくてないというふうにもうなっておりますから、それはもう取り扱っていかなくてないというふうに思っております。

連携保育所を設置するに当たってはそうなんです、これからは先ほどご説明させていただきました支援を受けていただける方、つまり保育を受け入れる家庭的保育者となっていただける方のその確保も必要だなというふうに考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） それでは、3番目に移ります。今回ホームページの利用について質問いたしました、申請書など前回の質問において早急な対応をしていただきました。本当にこれについては感謝申し上げます。保護者の方からも、「利用しやすくなった」ということを何件かお聞きいたしました。

しかし、まだまだ知りたい情報が手に入りづらいという意見もあります。やはり、保育に力を入れている地域のホームページなどを見ると、本当に情報が多いんですね。ちなみに多賀城の子育て支援、子育てを応援しますというホームページを見ましたら、本当に事細かいことまで載っていたんです。例えば、「離乳食からの食育」とか「子どものペースに合わせ

て」とか、「子育ては親と子の育ちあい、子育ては心の交流だよ」という、本当にお母さんが見て本当に安心ができるような形のホームページになっていました。まだまだほかにもいっぱいそういった情報なりのホームページがありますので、よその市町村のいいところをパクってというか、いいところ取りをして、ぜひ情報提供して行ってください。

それとあと、保育所のところなんですけれども、一応毎日更新はされているようなんですけれども、なかなかもちろん先生方お忙しいのでホームページを更新するとかといった内容、業務的には難しいと思うんですけれども、やはり働くお母さん方も多いので、例えば写真、行事、お昼ごはんを食べている写真とか、そういったものを掲載すると、そういった情報更新などをしていただくと、すごく預けている側も安心して働くことができます。

それと、あとちょっと外れるんですけれども、今回いろいろなホームページを見ていて、内閣府から出していた政策統括官共生社会政策担当の中の共生社会政策統括官の少子化対策のホームページをちょっと見ました。そうしたら、その中で「我が町の子育て応援宣言・子育てお国自慢」というものが掲載されていました。各都道府県、市町村からの宣言になっていました。宮城県を見ましたら、宮城県と仙台市だけでした。我が柴田町では、この宣言をすることができなかったのでしょうか。一応内閣府特命担当大臣の福島瑞穂さんのもので、各市町村の首長あてに「我が町子育て応援宣言・お国自慢」を呼びかけましたというものがあって、すべての都道府県、政令指定都市を含む合計282の地方自治体の首長からご賛同いただき、首長自身によるメッセージや取り組みを紹介していただきましたということで、その中で宮城県は本当に二つだけだったんですけれども、それは町長ご存じだったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 私も、子育てにアンテナを張っているつもりなんですけど、残念ながら町長までその情報は届いておりませんでしたので、初めて「子育て応援お国自慢」という言葉を聞きました。私としては、やはりこれから町が発展するというのは、子育てができること。今までは「経済を大きくすればいいんだ」といった発想だったんですが、それでは違うんだと。そうしたときに、この子育ての自治体での一歩先に歩みたいというふうに思っておりますが、残念ながらまだお国自慢をできるまでの評価をいただいておりますので、早くこの子育てお国自慢ができるように、サービスの向上に努めていきたいというふうに思っております。

先ほどありました、インターネットでのきめ細かな情報がやっぱり安心を与える、この安心というのが一番大事なかなと。実際使わなくても、「いざというときには柴田町は頼りにな

る」と、こういうことをきめ細かさがそれが安心を与えるバロメーターであるということ  
を認識しておりますので、早く柴田町もお国自慢ができるように、そういう情報にはアンテナ  
を高くして、積極的に取り組んで、若いお母さんに「安心していいよ」、そういう町を目指  
していきたいというふうに思っております。

早速、担当から内容を聞いて、宣言できるのであれば宣言をしていきたいと。まだであ  
れば、政策の向上、レベルアップを図ってから宣言したいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 実際この宣言については、本当に二、三行の短いこういった形のもの  
ですので、本当に今柴田町が取り組んでいるものを多分書けばいいのかなんていう感じの  
ものです。こういったところを見ていて、我が町が掲載されていないと非常に何か悲しいな  
という思いがありますので、ぜひまだ載せられることが可能であれば早急に掲載すればな  
という感想です。

それで、実際に今回この質問をするに当たり、保育ママさんにお子さんを預けている方々何  
名かにアンケートをとったんですね。その中で、柴田町へのちょっと要望についてお書きく  
ださいと書きましたところ、まず年齢30代のお母さんから「保育ママを利用するまでは、全  
く育児支援を受け入れられない町だという印象でした。専業主婦が、子どもと離れてリフレ  
ッシュし、また子どもに愛情を注げるように、また一緒に楽しい時間を持てるように、こう  
いう場をふやしてください」。30代のお母さんなんですけれども、「年齢的にもまだまだ幼  
い子どもたちですので、少人数でかかわってくれる保育ママは本当にありがたいです。町で  
ももっと応援してください」。また別な方で、30代のお母さん「保育所に比べると、保育マ  
マの対応はとても親切で、子ども一人一人の個性や性格などに合わせてくれ、安心して預け  
ることができます。助成制度があれば助かるのですが」という意見をいただきました。こう  
いったお母さん方の意見ありますので、ぜひ町長の方もこれらの意見に耳を傾けていただき  
たいと感じます。

柴田町では、まだまだ子育てに対して支援なりサポート体制が整っていないようです。特  
に、若いお母さんたちからは「よそから引っ越してきて、入所する幼稚園がない、保育所が  
ない、公園の遊具が悲惨、古過ぎる」など、多くの意見をいただきます。通勤族で「いざ子  
どもを預かってもらえる場所がない」などの悩みもあり、育児の不安を一人で抱えてしま  
う方が多くなっています。この保育ママ制度は、子どもがまるで自宅にいるかのような環境  
の中で日一日と成長していくことができる制度だと思っております。子どもにとってもお母さ

んにとっても、1日も早いこの保育ママに対する町としての支援をしてください。

今回は、保育ママを取り上げましたけれども、まだまだ子育て環境に関しては課題はたくさん残っていると思いますので、どうぞ制度の確立などの制定を希望して、保育ママについては質問を終わります。

次の質問に移ります。先日東北放送で「樅の木は残った」を放映されましたけれども、私自身もなかなかテレビを見る時間がなくて、いざテレビをつけましたら土曜日にやるということで「あらっ」と思って急いでビデオをセットして見ていたんですけども、実際見たら「もみの木」自体はよそのもみの木だったんですけども、この放送するという事は町でも知っていたんでしょうか。もし知っていたんだったら、お知らせ版なりそういうことで周知することは不可能だったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 私どもの方といたしますか、町内ではピーエスの方に載せて町の中のピーエスというふうな、要するに職員のネットワークがあるんですけども、そこには掲載をさせていただいたというふうに感じていました。ただ、お知らせ版等についてはちょっと掲載はいたしませんでした。以上です。

○議長（我妻弘国君） 失礼、東北放送じゃなくて、東日本放送。訂正しておきます。

○1番（平間奈緒美君） 東日本、大変失礼いたしました。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） この「樅の木は残った」は山本周五郎の代表作ということで、昭和45年にNHK大河ドラマで放映されたということです。当時は観光客も多くて、この山に10万人は登ったそうで、新聞は「山が沈むようだった」と書いてあったんです。

この「樅の木は残った」は、歌舞伎の「伽羅先代萩」としては原田甲斐は悪人として、この山本周五郎が書いた「樅の木は残った」では身を挺して伊達家を守った忠臣として原田甲斐が描かれております。それで、やはりこの原田甲斐について先ほど町長のご答弁でもありました、「もみの木」というよりは原田甲斐に焦点を当てて、原田甲斐の生涯についてアピールしていくべきなのかなと思います。特にこの原田甲斐についてなんですけれども、私自身の感想としては、この不況の折、リストラ、倒産、就職難など自分の生活が一番で余裕のない時代に、原田甲斐のような生き方、生きざま、伊達62万石を命をかけて守った生涯は非常に感銘を受けました。この話を子どもたちに伝えていくことが、私たち大人の役目なのではないかなと感じます。

柴田町にはこのような人物がいたんだよということを、ぜひホームページ上など、広く紹介していくべきだと思います。今あるのは本当にペーパー1枚程度で、ちょっと寂しいなというのが感想でした。ぜひ、取り上げていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 確かに貴重な資料だというふうなことで認識をしておりますので、ちょっと取り上げ方も今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） もう一人、課長が補足説明をしたいということなんで。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 補足ではないんですけども、一応平間議員さん非常にお若いので、もしかしたら今回のテレビが初めてだということでちょっとお話しさせていただきたいんですけども、確かに山本周五郎さんの「樅の木は残った」で、それまでは原田甲斐は非常に極悪人ということで、寛文事件を歌舞伎とか浄瑠璃とかでは非常に稀代の悪人ということで設定されていた方なんです。たまたま山本周五郎さんが「樅の木は残った」で、昭和33年に出版してから、それまで悪人扱いだった原田甲斐を見事に小説の中で英雄につくり上げたという小説でございます。そういう意味で原田家ですか、原田甲斐のお父さんが、原田たしか宗輔さんという方ですかね、この船岡の館の領主として来て50年しか原田家はいないわけなんです。郷土館の日下さんにお話を聞いたら、原田甲斐についてのエピソードがほとんど残っていないと。エピソードとか、50年間ここに領主としていたんですけども、残念ながら領主としてのいろいろなエピソードも残っていないし、恐らく仙台それから江戸にいた機会が多かったものですから、余り原田甲斐というのはこの柴田町に歴史として残っていないというのが、事実でございます。

ですから、NHK大河ドラマのときには先ほど10万人とおっしゃいましたけれども、年間100万人来たと言われております。松島と同じくらい、その1年間だけはここに100万人くらい来たというふうに言われておまして、その「もみの木」は1本今あるわけですけども、大河ドラマになるまでには全然そういうところでなかったわけなんです。ですから、申しわけないんですけども、非常にホームページで紹介するのはいいんですけども、原田甲斐の史実と山本さんが書いた「樅の木は残った」の小説の中の人物像というのは、非常に町として紹介するにしても、二つあると。史実に近い紹介とそれから山本さんが書いた小説の中の原田甲斐という紹介というような二本立てくらいにやらないと、非常にPRをするのも難しいのかなというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） 二本立てなんですか。私もドラマを見て、今回せっかく船岡のお城があったところで「樅の木は残った」という、すばらしい実際にいた方のドラマを見て、本当にある意味感銘を受けました。やはり、「樅の木は残った」は本当に伊達家を守った英雄とか主君とか、そんな感じでされていて、でも歌舞伎では伽羅先代萩ですかでは悪人としてされているということも、この文学碑の方には書いてあったんですね。なかなか二分する意見があるということで、紹介するのも難しいんでしょうけれども、62万石を命をかけて守った生涯なんていうことでPRして、全国放送で全国各地で放映されていて、それこそ私もちょっと実家に電話してみたら、「今見ているから、ちょっと後にして」とかって言われて、そういう電話だったんですけれども。ぜひ、NHKの大河ドラマをやるとそのときはお客さんがいっぱい来て、今竜馬伝をやって、私も行きたいなと思っているんですけれども、きのう去年までやっていた天地人の舞台になったところでは、やはり去年まではすごく観光客が多かったけれども、今になったら閑古鳥が鳴いているということにもなっておりますので、そういった面では難しいとは思いますが、ぜひ原田甲斐といった人物がいたんだ、そういった歴史上の人物がいたんだということをPRしていくことも必要なのかなというのは感じました。

実際に、テレビも6回ドラマ化されていて、それぞれに長谷川一夫さんだったり平幹二郎さん、仲代達矢さん、里見浩太朗さんなど、この前の放映では田村正和さんが、本当に日本で代表される方々が主役を務めているこの「樅の木は残った」ですので、そういった意味でのPRをぜひ進めていただければなと感じております。

それで、きのう私もきょうの質問することに当たってちょっと緊張していたので、せっかくなのでやはり「樅の木は残った」まで行ってきました。そして久しぶりに行ったんですけれども、すごくコース上がきれいになって、木が伐採されてながめもよくなっています、見晴らしもよく、「もみの木」がすごく凛とした感じで見えました。それは、本当にすばらしいことだなということを感じました。

2番の言葉による効果ということなんですけれども、「もみの木」という言葉でするのはなかなか難しいという町長からの回答があったんですけれども、その言葉というのをちょっと調べていたら、隣の角田市なんですけれども、これは阿武隈急行でやっているものなんですけれども、本格的な受験シーズンを迎えて第3セクターの阿武隈急行が角田駅の合格切符を「g o角田切符」というので販売をしていたんです。ご存じないですか。ネット上に載って

いたんですけれども、ちゃんと切符であるんですけれども、やはり受験生を持つ親はわらをつかみたい思いがいっぱいなんです。

実際、私も昨年受験生を2人抱えていまして、その中で石巻にある釣石神社の「落ちそうで落ちない石」のところに行って、拝んできました。そうしたら、無事長男、次女、私も無事に当選というおまけがつきまして、ことしのお正月にやはり御礼参りに行かないとということで行きましたら、やはり受験生をお持ちのお父さん、お母さん方ももちろん子どもたちも本当にいっぱいいらして、その中で地元の神社の方たちがこういった木というか棒にちょっと矢を差してというのを配っていて、それをいただいてきたんですけれども。

やはりこの「残った」という言葉でなんですけれども、ちょっと聞いた話なんですけれども、会社の存続が危ぶまれた方がいらっしゃったんです。その方は、「樅の木は残った」の「残った」という言葉にあやかっただけでしょうか、毎日「もみの木」に、あそこの館山に登って会社の存続を願ったそうなんです。そうしたら、まあ偶然だったんだか何だか、会社は残って今では安定した経営になっているというお話、エピソードを聞きました。このご時世、景気が悪く、リストラや会社倒産が聞かれるきょうこのごろ、そのような願いは多いのではないかと感じております。「残った」「試験に残った」「会社に残った」「会社が残った」など、願掛けに利用できるのではないかと考えたのですが、そういったPR活動はいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 非常に答弁に困るわけですが、先ほどお伺いしました角田の「合格だ」というのは非常におもしろいなと思いました。ただ、先ほど言いましたように「樅の木は残った」の原田甲斐の孤高の凜とした姿から言いますと、先ほどの会社の残ったという話がありましたけれども、ちょっと難しいのかなという面も個人的ではありますがそう思います。

それから、余り行政ですから宗教的にはできないということがございます。「あそこにお参りすれば」という、そういう宗教的なことは当然できないということがありまして、「残った、残った」であれば相撲の方がいいのかななんて思ったりしますので、その辺議員提案のことをもう少し活用できないか、町民の皆さんなりから意見を聞きながら、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） まあ「残った」はいいんですけれども、先ほど町長が答弁の中で、C

I（アイデンティティ）ということをおっしゃっていたんですけれども、やはりこういった「もみの木」とか原田甲斐とかいろいろなことをトータルして、これからのまちづくりとしては考えていかななくてはいけないのかなと思います。ブランド化とかブランドのロゴ、これは企業とかなんですけれども、これでいうと町のブランド化、町のロゴ、町のキャッチコピーなど、そういった意味で柴田町をもっとPRしていく、この「もみの木」に関しては一つの手段としてなんですけれども、こういったものを進めていかななくてはいけないのだなと思います。

その中で、やはり今はやりと言ってはあれなんですけれども、ゆるキャラなどそういった柴田町独自のキャラクターをつくって町外にPRしていくのは、必要なことだと思います。先日なんですけれども、宮城県で今「にぎり丸」というキャラクターがあって、それを私きょうつけてきたんですけれども、こういったものもこのマークを見れば宮城県とわかる、そういったものがあると、さらに柴田町がこれから全国区になっていくのかなと思います。そういったものは、どうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） さっきから町長がご答弁申し上げましたように、議員おっしゃるようなことが柴田町としても必要だろうということで、町のシンボルマークを含めまして、ゆるキャラもトータル的に町民の皆さんから愛されているようなものを全国に発信していくということで、「もみの木」がいいのかユズがいいのか桜がいいのか、その辺も22年度から本格的にシンボルマークも含めまして、あるいは柴田町のカラーですかね、色ですかね。何か柴田町としてのシンボルのカラーとか、そういうものに22年度から取り組んでいくことにしておりますので、議員提案のような柴田町としてどのようなものがあるか、これも先ほど言いましたように町民の皆さんから意見をいただきながら、あるいはあと広報とかそういうものを、22年度中に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○町長（滝口 茂君） 今回のアンケート調査の中でも、観光に力を入れなさいということなんです。もちろん、安心・安全な事業、まだまだ柴田町はやらなければなりません、町民の中の私の勘なんですけれども、魅力ある町をつくって全国に誇りたいという気持ちがちょっと出てきているのかなというふうに思います。ですから、そういう雰囲気の中でロゴとかキャッチコピーとかゆるキャラとかというのが出てきたんだと、私はそう解釈をしているんです。

やっぱり町の物語をつくる、いろいろなアイデアありました。「もみの木」を使っただけのキャラとか、そういうのを町民が欲しがってきているのかなと。ですから、C I活動に力を入れていかなければならないというふうに思っておりますが、それが当たるか当たらないか、実際はわからないんですよ。ヒットするかどうかね。ですから、いつでもそういうものが積み出せるような体制、それが町民の間にネットワークをつくって組織されるのが一番いいのかなというふうに思っております。ですから、今議員がおっしゃったようなアイデアがいろいろな方から出てきて、それをやろうとする体制づくり、その拠点として「ゆる．ぷら」というのがありますので、そこでこういう活動もその「ゆる．ぷら」の中で育てていただけるとありがたいかなというふうに思っております。当たるか当たらないかよりも、そういうアイデアを次々に出せるそういう組織体制とか場所、そっちの方を充実させる方が町の仕事かなというふうに思っております。その中で、もちろんロゴとかキャッチコピーとかゆるキャラ、ある程度議会に認めていただければ予算をつけて、町民と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○1番（平間奈緒美君） ゆるキャラとかキャッチコピーなんですけれども、私が考えているのは例えば公募するのにも、大人の考えたものを使うのではなくて、小学生、中学生、高校生、子どもたちが我が柴田町を見たときに、「ああ、こういったものが自分の町にキャラクターとしてあればいいな」とか、そういったものを公募して、つくって、声をかけていきたいと思っております。それで、歴史的なことも学びながら、子どもたちと一緒にやっていきたいと考えております。

将来子どもたちが全国に巣立っていったり、もちろん町に残ったりもしますけれども、今私たちができることは子どもたちにこの町が自慢できるまちづくりをしていくことだと私は日ごろから言っております。歴史的にも有名なこの柴田町で、全国展開できるようなC I活動なりゆるキャラ、キャッチコピーなど目指していきたいと思っております。行政としても、ぜひご検討いただければと希望いたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて1番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、10番森 淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森 淑子です。大綱1点質問いたします。

計画的な施設管理を。

町内の学校を含む公共施設は、昭和40年代、50年代に建設されたものが多く、老朽化が進行しています。耐用年数を過ぎた設備機器類の交換、修繕、雨漏り・トイレの改修等、懸案事項が目白押しの状況です。点検時に不具合を指摘されながらも、厳しい財政状況のもと、多くが先送りされてきました。多額の資金を必要とする耐震工事や大改修の時期を迎えている施設も多数あります。

これまで施設の維持管理は、傷んでから修理するという対症療法的なものでした。これからは傷む前に修理して、できる限り長く使うという考え方への転換が、環境を考える上でも重要です。

そこで伺います。

- 1) 新年度から、公共施設管理監が配置されるが、その仕事の範囲はどうなるのか。
- 2) 緊急性の高いもの、安全性に問題のあるものから補修計画を立てるべきであるが、全庁的に俯瞰できる資産台帳はあるのか
- 3) 今後発生する維持管理、修理、大規模改修に要する費用について把握しているか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 森 淑子議員の「計画的な施設管理を」、3点ございました。

まず1点目、柴田町行政組織規則第27条の職及び職務では、「公共施設等に係る検査、計画及び調整に関する事務」とされております。

公共施設管理につきましては、これまで各課が縦割りで非効率とされておりましたが、「柴田町行財政改革」による一元管理化の方針に基づき、配置することにいたしました。その目的は、中長期の適切な維持管理計画と経費の効果的な投資など、効率化、即応対応の向上を図ることとしております。

具体的には、学校などの教育施設、児童館、保育所などの幼児施設、さらに福祉、生涯学習施設などの町有建物の新築、増築、改築に関することや、大規模修繕に関し建物の長寿命化、耐震化対策等を含む営繕計画の作成を初め、関係各課との調整を担うとともに、住宅建築班の業務の一部である町営住宅管理運営または建築行政に関する業務が新設される公共施設管理監の範囲となります。

資産台帳の関係ですが、公共的な財産となる公共建築物、学校や行政庁舎、社会教育施設、産業施設、また地域集会所等も含めて財産台帳を備えております。特に耐震化については、

懸念される建築年度以降のものについて耐震化の調査と、概算ですが補修、改築で想定される費用は算出しております。

3点目、経年劣化等まで予測し、維持管理や修理等を見通すような費用算定は行っておりません。建築物や設備については、耐用年数による償却額推計でおおよその更新時期は想定しておりますが、多くは現状と一致するものではありません。毎年毎年の点検等で、修理等の必要性を把握しております。

また、大規模修繕等については、相応の経費が必要になることから、多くは3カ年を見通す実施計画の中で必要性の評価を行いながら、財政状況とのすり合わせの上実施することとしてきました。

今管理している施設で、学校施設と庁舎を除く耐震補強に係る費用は約1億5,000万円、あわせて補修を行えば約3億7,000万円程度と見込んでおります。槻木中学校の改築など学校施設を含めれば、全体事業規模は40億円を超えるものと思われれます。当面は、早急に改修の必要な小中学校の施設改修工事として、当初予算に約1,000万円を計上しております。

また22年度、給食センターのボイラー設備を更新いたします。設備の点検で機能劣化が明らかになり、機能停止時の影響を考慮し実施することとしたものでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか。許します。

○10番（森 淑子君） では、公共施設管理監の仕事について、もうちょっと詳しく伺いたいんですけれども、品質管理とか入札関係はどうなんでしょうか。それから、道路の方も関係するのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 当然工事関係につきましては、今までですと企画財政課の方に品質管理関係とか入札関係の業務は入っておった、専門監がございましたが、4月からについては施設管理監ということの名称でございますので、先ほど町長が説明申し上げた施設の長寿命化計画とか、全体的な建物の補修計画等を各項目に従って作成した上で、年度ごとにどの建物が対象として大規模改修するのが適当か、そういうようなものを判断する台帳の整備が主な業務ということになるかと思えます。

また、町長も説明したんですが、そのほかに建物関係等々の建築基準法に基づくいろいろな相談業務、それから町営住宅の入退去の関係の当然係の担当もあわせてやるということになるかと思えます。

- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 道路は別ですね。
- 都市建設課長（佐藤輝夫君） そうですね、道路については建設班という班がございますので、そこで一括的に町道にかかわることについてはそこで担当ということになります。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） そうしますと、担当する施設の数ほどのくらいになるのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（佐藤輝夫君） 総数は、すべてまだ出していないんですが、ある程度小さいポンプ小屋等々の建物も入れると、150近くになるろうかと思います。ただ小さな建物については、ある程度仮設的な要因もあったような建物もございますので、実質こちらといたしますか管理監の方で管理する部門といたしますと、大型施設プラス集会所かなというふうにはとらえております。
- 議長（我妻弘国君） よろしいですか。再質問、どうぞ。
- 10番（森 淑子君） 今度名称変更する新しい班で、それを受け持つということなんでしょうか。そうすると、班員の数は何人くらいになりますか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（佐藤輝夫君） 今現在の担当職員は班長1名、そのほかに主幹1名、あと主任主査1名、それから主事1名ということで班の仕事はやっているんですが、今回新たに見直しをということで一元管理ということになりますと、当然将来における建物の維持管理に関する業務を伴うということもございますし、当然現場の状況等の状態も調査することになりますので、その辺については私は増員は要求しているんですが、配置については総務の方で考えているというふうに思います。
- 議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。
- 総務課長（村上正広君） 一応、この前の組織再編の中で職員は現時点で、21年の4月1日現在と22年の4月1日、今度22年4月1日が来るわけですけれども、当初予算にも人件費載せていますけれども、一応3名の減と、全体で。職員の中で、全体で3名の減というような形になってございます。
- 今お話ありました都市建設課の方でございますが、その班に限らず都市建設課全体で現時点よりも2名増というふうには考えてございます。これにつきましては、ご案内のとおり1名職員が亡くなっておりますし、それからその前に1名減にしておりましたので、現実的に今

2名少ないというふうに私考えておりました、2名を現時点よりも、今現在よりも2名増というような形を考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） たくさんの施設を少ない人数で、かなり大変なことになるのかとは思いますが。学校も一緒ということで、見て歩かなければならないところはかなりあると思うんですけれども、現地調査はどこがするのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 1番最初に手がけなければならないということは、台帳はあるんですが、それまでの履歴関係ですね。それはほとんど各単独課、今現在管理している課でしかわからない状況になっていると思いますので、それらをすべて網羅した台帳整備が最初必要かと思えます。それでその経過を、修繕関係の経歴を調べた上で現状の状況を、例えば大きく分けると屋根部分、壁部分、あと基礎部分ですかね、それに柱の状況、梁の状況等々ございますが、それらをすべて目で見えて確認する業務が最初かと思えます。

最終的には、それらに基づいた仕上げ材、屋根であれば瓦でふいてあるとか、鉄板でふいてあるとか、シート防水というもので張ってあるのか、それらをすべて再度確認した上で、その劣化状況を調べた上で、もう喫緊に修繕しなければまずいだろうということも確認してまいらなきゃならないというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） その調査には、どのくらいの期間かかるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 学校であれば、まず最初はかなり細かい点まで調査するというのが無理かと思われます。ですから最初行った時点では、学校ですと屋上まわり、壁まわり、あと基礎まわり等々を見て歩いて、半日から1日、実数ですね、くらいは当然かかるだろうと思います。当然その状況もどういう状況か、かならずその現場でもって確認した上で記述するということになりますので、目で見えて状況判断ということじゃなくて、それを一つの記事に残して、それを持ち帰って台帳に記載するということになるかと思えますので、いいところ1件ないし1.2件くらいかなと、大型施設の場合、そのように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） きょうは、お二人の議員が施設のことで質問されましたけれども、特に学校はかなりひどい状況になっていると思います。専門家がきっちり調べて、ただ見て歩い

た感じではお金がかなりかかりそうな部分もあれば、ちょっとした工夫である程度被害、例えば雨漏りですけれども、バケツを置かなくてちょっと塩ビ管みたいなものを使ってよそに誘導できそうだなと思うものもあったんですね。その辺もしっかり見ていただいて、大規模改修までかなり何年もかかりますので、子どもたちが滑って転んだりということのないように、ちょっと細々したところはぜひ見ていただきたいと思います。

それから、修理の優先順位も管理監のところで決めると考えていいのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 管理監が決めるということじゃなくて、現場の状況ですね。ですから、これはすぐに手当しないと当然、例に挙げますと壁の亀裂が大きくなってきて、もしくは吹付材がかなり劣化して、そこから雨がしみこみますとRCの構造体、鉄筋コンクリートですね、当然中には鉄筋が入ってございます。それが水が入っていけばさびます。さびますとふくらみますので、また構造上の問題も出てくるということもございますので、それはそれで現場の状況に応じて優先順位は変わってくるということです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 耐用年数というのをどの程度に、今から中学校大規模改修と改築があるわけですけれども、今から建設する施設の耐用年数はどれくらい、何年くらいと考えているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） おおむね公営住宅でいいますと、RCの鉄筋コンクリート構造物については70年というふうな長期の期間が設定してあります。鉄骨造ですと35年だったと思うんですが、ちょっとあと調べてみますが、RCについては間違いなく70年というふうな枠がございまして、70年間については建物の安全を守るために、それだけの修繕計画をつくらなければだめですよというふうにこちらではとらえております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 青森県なんですけれども、日本ファシリティマネジメント推進協会という社団法人と共同で、ライフサイクルコスト試算手法、それから施設評価手法というのを開発しているんです。そこでは、施設を長寿命化した場合の全体の経費とか効果額を把握する、それとともに年度によって所要額の増減が大きい改築や大規模改修の工事費の平準化を検討するためのシミュレーションのツールにするということなんです。これは、よその団体でもダウンロードして使えるということで、これはまだ青森県で始まって3年くらいにな

るんですけれども、ここでライフサイクルコストの構成というのをしています。構成要素というのを調べているんですが、修繕、維持管理、改修、光熱水費、改築費、取り壊し費とか、全部を含んで何年間この建物がもつかというのを全部データに入れて、その上でそのデータをもとにどこの建物がいつ改修入る、大改修入る、屋根を交換とかというふうにしてるんですけれども、青森県で試算したところだと、中規模改修、大規模改修、長寿命化改修をすると、60年から88年もつと言われていています。柴田町は、学校施設などはどのくらいの寿命の建物をつくるお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 議員もおわかりだと思うんですが、今国の国策として既存施設の長寿命化について市町村も計画を作成しなさいというふうなことで来ております。私の方も、今回新年度の方でお願いするんですが、やはり長寿命化計画をつくった上で柔軟な住宅管理をしていこうということで、先ほどお話あったとおりコストの関係等々も当然調査しながら、どのくらいの年数もたせればいいのかと、そういうものを一応コンサルの方に頼んだ上で、それを一つの資料として今後展開していけばいいのかなというふうには感じ取っております。あくまで、改修・改築について既存の建物の経過年数が余りにも過ぎていて、将来ともに10年間もたせるのか、もしくは10年後解体するということになりますと、今お話あったとおりどれだけの投資額が必要か、償却がどういうふうになるか、その辺も当然あわせて検討すべきものというふうにとらえておりますので、今お話あったとおりいろいろな事業展開する上で必要なものについては、一つの数式の要因としてとらえながら計画をつくっていかなくちゃならないというふうには考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今ある老朽化した建物はかなりひどい状態で、確かにもう改築しなければならないものが数多くあると思いますね。先ほど町長の答弁の中でちょっと気になったのが、補助金を待って改築した方が、大規模改修まで待つ、補助金を使える状況になったら大規模改修をする、そういうことでした。どっちが安いかというと、その大規模改修まで待って細かい雨漏り、ちょっとした補修は先に延ばした方が、大規模改修を待った方がいいということだったんですけれども、今後建てる場合ですけれども、長く使うほど改修費の比率は大きくなるんですけれども、年平均のコストはずっと小さくなるということなんですね。長寿命化をすればするほど、年間経費は安く収まる。ライフサイクルコストの場合ですね、そういうことを考えた場合です。

これから、いろいろ施設つくることになるわけですね。児童センターとか、いろいろな話がこのところ出てきております。ただ、どれも住民からの要望があって建てるわけなんですけれども、住民がいろいろ建てるのはありがたいけれども、心配しているのはやっぱり公債費の問題ですね。補助金をもらって建てるということですけども、住民には公債費に対するトラウマというのが結構あります。借金の返済に追われて、生活道路の補修さえままならなかった状況がしばらく続いていました。学校施設も道路も余り手をつけられなかった結果、今いろいろやらなければならない事業がたまってしまったということが、どなたの頭の中にもあるんですね。少子高齢化が進むということは、民生費はますます増加、税金は下がるということです。「間もなく借金の大きな返済が終わって楽になる」と町長は言われますけれども、余り楽観視してはいけないのではないかなと思っているんです。

これからクリーンセンターの計画もありますし、斎場も新しく建てかえる。町で建てるもののほかに、広域行政事務組合の方でやらなければならない仕事もいっぱいあるんですが、その辺長期の見通しというのはどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） ちょっと待ってください。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

答弁をお願いします。町長。

○町長（滝口 茂君） やはり、単に舟山議員にもお話ししたんですが、借金については正しく認識をしていただきたいというふうに思っております。もう一回言いますけれども、22年度の実償は15億1,100万円です。今回船岡中学校の校舎の耐震化をやります。それから、船岡中学校の体育館もやります。そこで借金をしております。その合計、それからこれから観光物産交流館、これも借金ですね。それから太陽の村への林道整備、これも起債を一部打っております。その合計が8億5,120万円なんです。ということは、毎年6億円ずつ借金が減ってきておりますので、部分的に見ると借金はふえますけれども、全体としてはもうふえないということです。これは償還が110億円なのに、16億円ずつ国のように借金をふやしていったんでは、これは青天井になってまいります。柴田町はもう155億円をピークに毎年へらして、今は126億円まで下がっております。ですから、将来の負担比率というのも91.8と、これはデータできちっと出ているんですね。

ですから極端な話、15億1,200万円借金をするとこれは借金はふえるということになりますが、それですと将来負担比率は恐らく100を超えてくると思います。もちろん、そうならないような借金をしないと、大規模改修はできないということです。大規模改修をするにはやっ

ぱり起債を打った方が、今の制度では地方交付税の算入に含まれます。ですから、「ある程度の借金をした方がいい」と言えば変なんですけど、もちろん財政比率を保ちながらということでございます。

ですから、そういう事情を理解していただいて、最初の私4年間何と言われたか、「とにかく借金をしてでも仕事しろ」と。あのときは借金がふえておりましたので、できなかった。今は借金は減っておりますので、ですから借金をしてでも安全・安心のやつは前倒しでやるということです。ですから、皆さんにも将来の財政見通しというものをきちっと町民にお知らせしていただきたい。いっぱいやっているように感じておりますが、実際は6億円も22年度減るといことです。26年度から、恐らく8億円くらい減ってくるのではないかなというふうに思っております。これは何もしなければという前提なんですけどね。そういう財政構造にあるということをきちっとお話をした上で、私も先ほど言ったように過去の二の舞は踏みたくありませんので、借金を一部ふやしますが全体としては減る方向でこの7年間やってきて、30億円も減らしたということをお知らせいただきたいというように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） このお話は、今までも何回も伺ってはいるんですけども、私がちょっと問題にしたいのはスタンスの問題なんです、考え方ですね。補助金を受けるのはいいですけども、これまでも何回か補助金を使って建物を建てたために、それが足かせになって思うようなことができなかったということがありました。北船岡の開発計画でも、そういうことがありました。そういうことを考えに入れた上で、計画を立てていただきたいということです。以上です。

○議長（我妻弘国君） これにて10番森 淑子さんの一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（我妻弘国君） よって、本日はこれをもって散会といたします。

あすは、午前中学校卒業式のため、午後1時からの再開といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時01分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年3月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番